

第3期里庄町子ども・子育て支援事業計画 (素案)

**令和7年1月
里庄町**

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の背景と主旨	3
2 計画の法的根拠と位置づけ	4
3 計画の期間	4
4 策定体制	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 統計による里庄町の状況	5
2 里庄町の子育て支援の状況	9
3 第2期計画の進捗状況	12
4 子ども・子育て支援事業等の状況	16
5 アンケート調査の概要	22
第3章 計画の基本理念	37
1 計画の基本理念	37
2 基本目標	38
3 施策体系	39
第4章 施策の展開	40
基本目標1 子どもの心と体を育み、親によりそうまち	40
基本目標2 里庄に暮らすすべての子どもが心豊かに育つまち	48
基本目標3 みんなで子育てを支え、親と地域が成長するまち	53
基本目標4 親子が安心して暮らすことのできるまち	61
第5章 目標事業量と提供体制	68
1 教育・保育提供区域の設定	68
2 各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等	69
3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等	71
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	79
第6章 推進体制	80
1 町民や地域、関係団体との連携	80
2 計画の進捗管理・評価	80
3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	80
資料編	80
1 里庄町子ども・子育て会議設置条例	80
2 里庄町子ども・子育て会議委員名簿	80

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と主旨

全国的な課題として少子化が進行しており、令和4年には統計開始以来、初めて出生数が80万人を下回り、令和5年の合計特殊出生率は1.20と過去最低を更新するなど、歯止めがかからない状況です。こうした少子化の要因として、未婚率の上昇、育児に対する経済的な負担が大きいこと、子育てに対する不安や仕事と家事・育児の両立が困難なことなどが考えられます。

国の少子化対策としては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定、平成22年に子ども・子育てを取り巻く社会情勢を反映し、新たな支援制度を構築するため「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、平成24年には「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。

その後、平成28年には「児童福祉法」が改正され、子どもが「保護の対象」から「権利の主体」へと法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応と、被虐待児童への自立支援が明確化されました。

令和元年には子育て世代の経済的な負担軽減を図るとともに、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的として、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

里庄町では、令和2年に「第2期里庄町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、「親育ち・子育て みんなで成長するまち 里庄」を基本理念とし、母子保健事業の推進や地域における子育て支援サービスの充実に取り組んできました。

しかし、本町においても、少子化の進行や世帯規模の縮小、共働き家庭の増加など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

本計画は、こうした社会環境の変化に伴う新たな課題や、国の動向に対応するため、第2期計画の進捗状況を踏まえた見直しを行い、子ども・子育て支援に向けた取組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、「第3期里庄町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は少子化対策とも深く関わりを持つため、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「里庄町次世代育成支援行動計画」の考え方を継承するものとします。

また、本計画は、上位計画である「第4次里庄町振興計画」やその他関連計画と整合を図り、策定しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

4 策定体制

1) 里庄町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたって、里庄町子ども・子育て会議を設置しました。

委員には、学識経験者をはじめ、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、子ども・子育て支援に関わる方、子どもの保護者や事業者の代表者に就任していただき、子ども・子育て支援の意義や町としてめざすべき方向性、子育て支援施策などの検討にあたって貴重なご意見をいただきました。

2) アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたっての基礎資料として、就学前児童や小学生児童を持つ保護者の教育・保育の利用意向や子育て支援に関する課題などを把握するために、令和6年2月に「里庄町子ども・子育てに関する町民アンケート調査」を実施しました。

調査の概要については、第2章4「アンケート調査の概要」にて後述します。

3) パブリックコメントの実施

町民の意見を幅広く聴取し計画に反映させるため、ホームページなどで本計画（素案）を公表しパブリックコメントを実施しました。

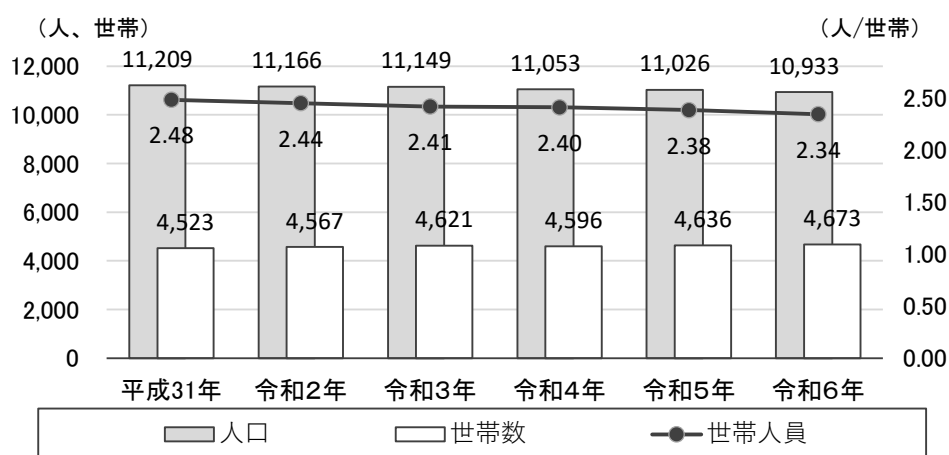
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計による里庄町の状況

1) 総人口と世帯

総人口は、平成31年以降減少傾向で推移しており、令和6年では10,933人となっています。一方、世帯数は増加傾向にあり、令和6年では、4,673世帯となっています。1世帯当たりの世帯人員は減少していることから、小家族化の傾向がみられます。

◆図1 総人口と世帯数・世帯人員の推移◆

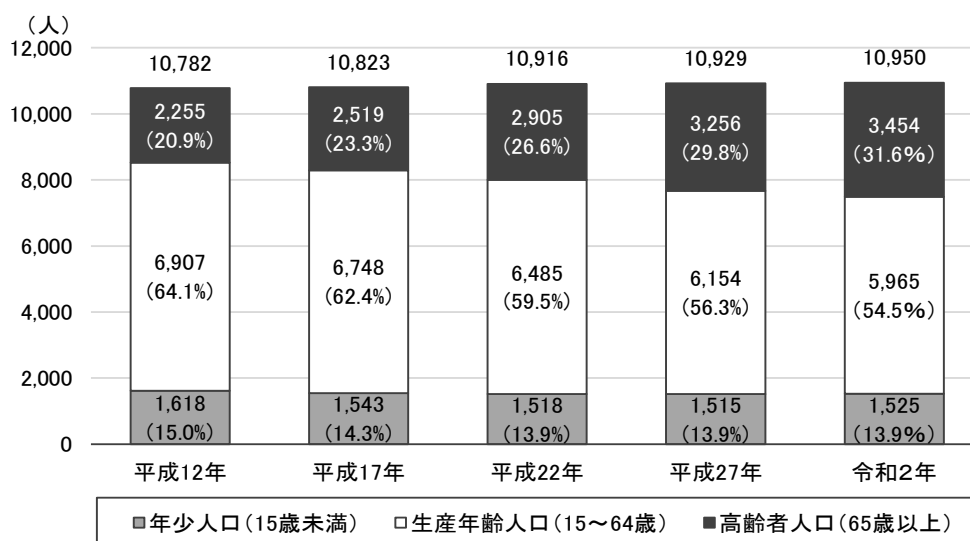


資料：住民基本台帳（各年3月末）

2) 年齢3区分別人口構成比

高齢者人口割合は年々増加しています。平成27年と令和2年を比較すると、年少人口割合は横ばいで推移しており、生産年齢人口割合は減少、高齢者人口は増加しています。

◆図2 年齢3区分別人口構成比の推移◆



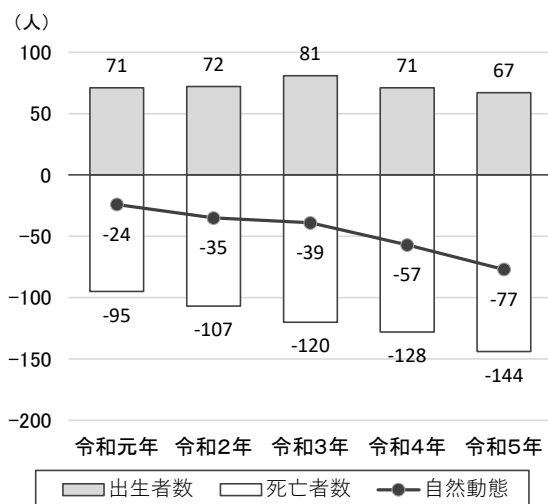
資料：国勢調査（年齢不詳があるため、合計は一致しません）

3) 人口動態（自然動態と社会動態）

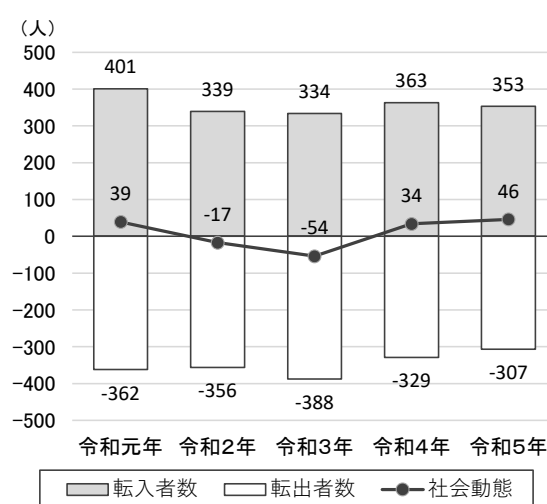
自然動態（図3）は、令和元年から令和5年の間では、死亡者数が出生者数を上回る自然減の傾向となっています。

社会動態（図4）は、令和2年から令和3年にかけては転出者数が転入数を上回る社会減となっていますが、令和4年以降は転入者数が転出者数を上回る社会増の傾向となっています。

◆図3 自然動態の推移◆



◆図4 社会動態の推移◆

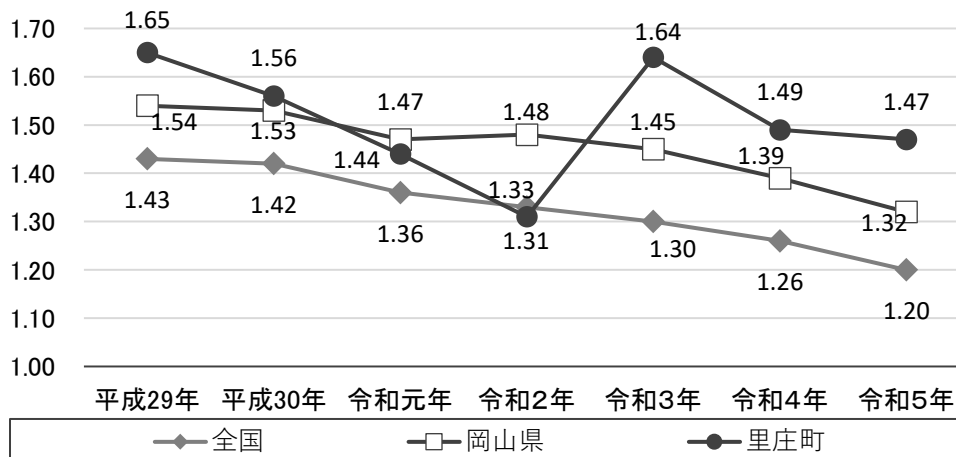


資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

4) 合計特殊出生率

令和3年以降は全国、岡山県を上回っていますが、人口を維持するのに必要とされる2.07を下回っています。

◆図5 合計特殊出生率の推移◆



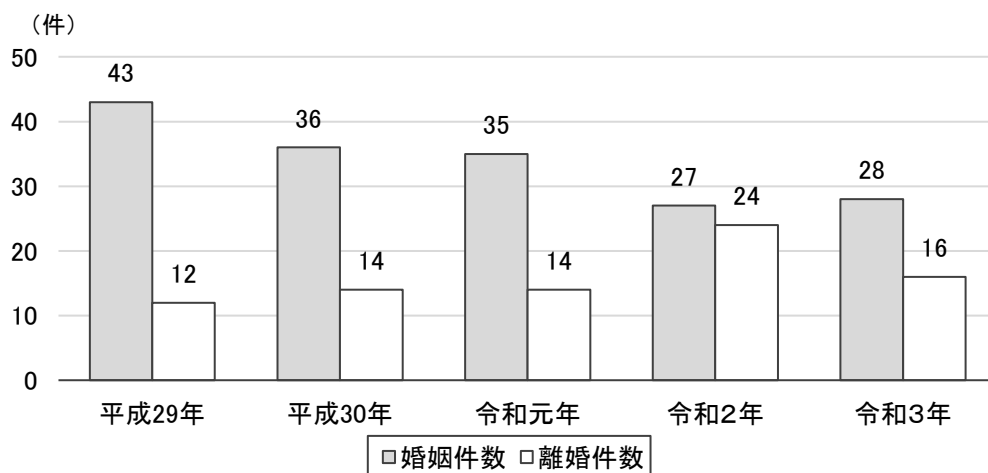
資料：岡山県衛生統計年報

5) 婚姻件数と離婚件数

婚姻件数は、平成29年の43件をピークに減少しており、令和3年では28件となっています。

離婚件数は、増加傾向にあります。

◆図6 婚姻件数と離婚件数の推移◆

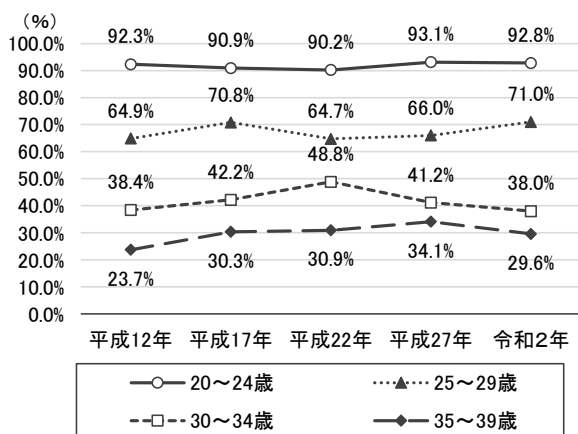


資料：岡山県衛生統計年報

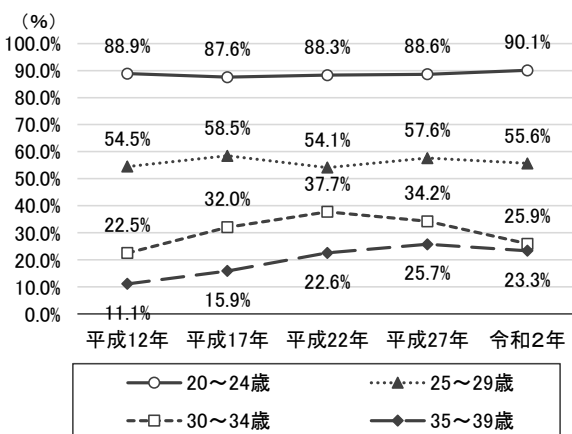
6) 男女別未婚率

男性（図7）、女性（図8）ともに、平成27年と比べて令和2年では30歳以上の未婚率が減少しています。

◆図7 男性の未婚率の推移◆



◆図8 女性の未婚率の推移◆



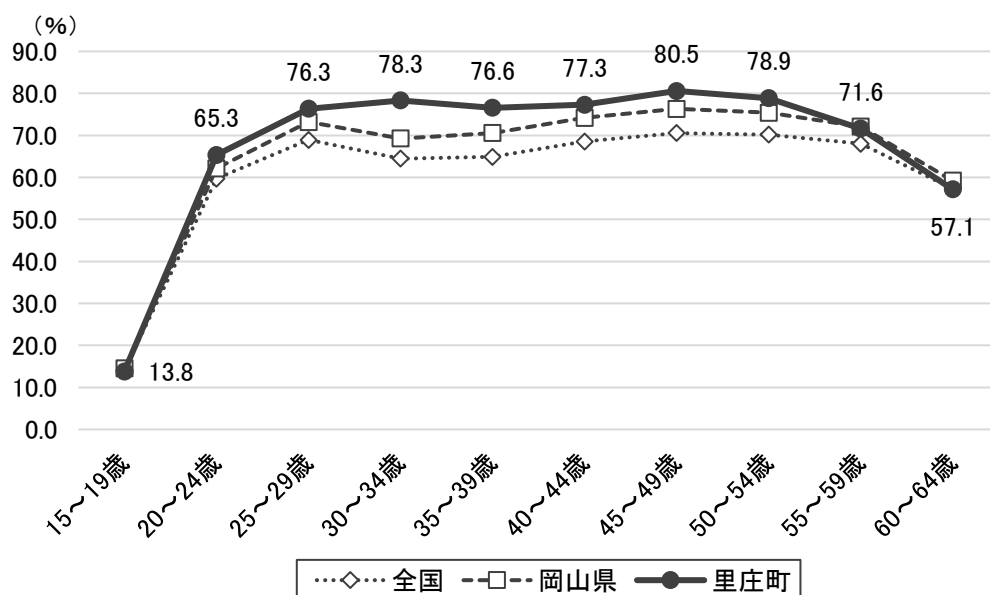
資料：国勢調査

7) 女性の就業率

女性の就業率（図9）をみると、令和2年では30代後半から40代前半にかけて、わずかに「M字カーブ」（出産や育児などのために仕事を中断する女性が多い状況を表すグラフ。）の状況がみられますが、国や県と比較すると緩やかになっています。

平成27年と比べると（下表）、50代～60代前半の就業率が高くなっています。

◆図9 女性の年齢別就業率（令和2年）◆



区分	里庄町		岡山県	全国
	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
15～19歳	11.5	13.8	14.5	14.2
20～24歳	65.2	65.3	62.2	59.7
25～29歳	78.5	76.3	73.2	68.9
30～34歳	76.0	78.3	69.3	64.5
35～39歳	79.9	76.6	70.5	64.9
40～44歳	81.8	77.3	74.2	68.5
45～49歳	81.2	80.5	76.3	70.6
50～54歳	77.8	78.9	75.4	70.2
55～59歳	69.1	71.6	72.1	68.0
60～64歳	42.9	57.1	59.2	57.3

資料：国勢調査

2 里庄町の子育て支援の状況

1) 保育所

私立保育所が2か所設置されており、合計定員は令和6年4月1日現在で320人となっています。町内保育所等入所児童数は、保育士不足のため年々減少しており、定員数に占める入所児童数の割合は、令和6年4月1日現在で87.2%となっています。町外保育所等入所児童数は、令和5年度から「井笠管内における保育所等の広域利用」が開始され、増加傾向となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町内保育所等入所児童					
保育所数	2	2	2	2	2
うち公立	0	0	0	0	0
定員数	320	320	320	320	320
入所児童数	351	328	312	290	279
定員数に占める入所児童数(%)	109.7%	102.5%	97.5%	90.6%	87.2%
0歳児	20	16	15	12	13
1歳児	44	51	60	47	50
2歳児	69	61	55	67	54
3歳児	90	79	64	57	68
4歳児	52	71	49	60	42
5歳児	76	50	69	47	52
町外保育所等入所児童（事業所内保育施設含む）					
町外保育所等入所児童数	1	2	4	21	46
0歳児	0	0	1	1	6
1歳児	0	2	1	6	9
2歳児	0	0	2	8	11
3歳児	0	0	0	5	14
4歳児	1	0	0	0	5
5歳児	0	0	0	1	1
入所児童数合計	352	330	316	311	325

資料：町調べ 各年度4月1日

2) 幼稚園

公立幼稚園が2か所設置されており、入園児童数は令和6年5月1日現在で65人となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園数	2	2	2	2	2
うち公立	2	2	2	2	2
入園児童数	73	74	82	73	65
5歳児	36	43	37	49	32

資料：学校基本調査 各年5月1日

3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ（学童保育））

1～3年生全体の児童数に占める1～3年生の実利用児童数の割合は、令和6年度では1.3%となっています。また、4～6年生全体の児童数に占める4～6年生の実利用児童数の割合は、令和6年度では19.3%となっています。全体の児童数に占める実利用児童数の割合は、令和6年度では34.2%となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実利用児童数（人）	212	223	230	218	227
実施か所数（か所）	2	2	2	2	2
1～3年生全体の児童数に占める割合（%）	54.4%	49.7%	49.5%	48.0%	51.3%
1～3年生の実利用児童数（人）	178	174	161	159	159
1～3年生全体の児童数（人）	327	350	325	331	310
4～6年生全体の児童数に占める割合（%）	10.7%	15.3%	20.7%	17.7%	19.3%
4～6年生の実利用児童数（人）	34	49	69	59	68
4～6年生全体の児童数（人）	319	320	333	333	353
全体の児童数に占める割合（%）	32.8%	33.3%	35.0%	32.8%	34.2%

資料：町調べ（実利用児童数は各年度4月1日現在）

4) 妊婦健診等母子保健

令和5年度の受診率では乳児健康診は100%、1歳6か月児健康診査は97.2%、1歳児健康診査、3歳児健康診査が98%前後となっています。未受診者に対しては、保育所や自宅などへの訪問を行い、健康状態・未受診理由などの確認を行っています。

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子健康手帳交付数	交付数（人）	64	74	68	73	69
妊婦一般健康診査	受診延べ人数（人）	749	890	777	793	754
乳児健康診査	対象者（人）	71	69	73	61	69
	受診者（人）	66	69	73	61	69
	受診率（%）	93.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	未受診児把握数（人）	5	0	0	0	0
1歳児健康診査	対象者（人）	78	50	88	70	70
	受診者（人）	75	49	86	70	69
	受診率（%）	96.2%	98.0%	97.7%	100.0%	98.6%
	未受診児把握数（人）	3	1	2	0	1
1歳6か月児健康診査	対象者（人）	83	81	73	85	71
	受診者（人）	80	80	71	85	69
	受診率（%）	96.4%	98.8%	97.3%	100.0%	97.2%
	未受診児把握数（人）	3	1	2	0	2
3歳児健康診査	対象者（人）	87	122	85	83	92
	受診者（人）	84	120	83	83	90
	受診率（%）	96.6%	98.4%	97.6%	100.0%	97.8%
	未受診児把握数（人）	3	2	2	0	2

資料：町調べ

5) 訪問指導・相談・子育て教室の開催の状況

妊産婦や乳幼児がいる家庭を保健師が訪問し、育児不安への相談に応じ、必要な情報提供やサービスの提供につなげています。支援が必要な妊産婦や乳幼児については継続的に訪問や面接などを行うことで、母子の健康を確認し、必要なケア・支援を行っています。

また、妊婦や乳幼児を対象とした教室を開催しており、保健師や管理栄養士による保育相談も実施しています。

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
訪問指導等										
特定・ハイリスク妊婦訪問数	3	3	6	6	2	2	3	3	3	3
訪問希望のある妊婦訪問数	0	0	1	1	0	0	0	0	2	2
新生児訪問数	3	6	5	7	3	3	5	5	7	9
乳児訪問数	70	82	79	99	59	72	60	63	58	60
未熟児訪問数	6	6	2	7	1	6	1	1	1	2
要フォロー児数	43	103	28	57	34	59	12	38	15	39
親子教室・相談										
マタニティ教室 ※					5	5	6	6	3	3
保育相談	61	61	34	34	59	59	56	56	59	59
かるがも教室 ※	16	64			14	46	25	50	14	52
のびのび子育て教室	15	58	11	45	13	58	13	32	9	30

資料：町調べ

(※斜線部分については新型コロナウイルス感染症のため実施なし。)

3 第2期計画の進捗状況

「基本目標1 子どもの心と体を育み、親によりそうまち」の進捗

①妊娠期から子育て期まで包括的な支援

- 令和6年4月に「里庄町子育て世代包括支援センター」と「里庄町子ども家庭総合支援拠点」を統合し、「里庄町こども家庭センター」を設置しました。
- 結婚支援や不妊治療、産後ケア事業や子育て教室など、妊娠・出産、子育て期までの切れ目のない支援に取り組んでいます。
- 母子健康手帳の交付時には、安心して子どもを産めるよう、すべての妊婦を対象に伴走型相談支援事業として、保健師による面接の実施や情報提供、各種相談に応じています。また、経済的な不安にも対応するため、経済的支援として出産子育て応援給付金や町独自の出産支援金の支給を組み合わせています。
- 妊産婦の健康づくりについて、健康診査の助成や指導・助言を行っています。特定・ハイリスク妊産婦については早期にアプローチできるよう、「里庄町こども家庭センター」を中心に支援体制の強化に取り組んでいます。
- 安心して子育てができるよう、乳児家庭全戸訪問事業や相談支援などに取り組んでいます。保護者の不安に寄り添うとともに、必要に応じて相談から支援につなぐことができるよう、連携体制の強化に取り組んでいます。
- 子育て教室を実施し、子育てに関する知識の普及のほか、親同士が交流する機会づくりに取り組んでいます。

②児童虐待防止対策の充実

- 児童虐待に関する相談件数は全国的に増加傾向にあり、本町では虐待の発生予防や早期発見に向けて、日頃からの声かけや健診、訪問などを実施しています。
- 「里庄町要保護児童対策地域協議会」において、要保護児童の情報共有および対策や支援の検討を行っています。
- 「里庄町こども家庭センター」において、学校、警察、児童相談所、民生委員などと連携・協力し、虐待の予防、早期発見・早期対応、支援ができる体制の強化に取り組んでいます。

③乳幼児期からの食育の推進と健康づくりに向けた情報発信

- 乳幼児期からの食育・健康づくりに向けて、健診時に全員対象の個別栄養相談を行っています。また、食育・健康づくりに関する広報活動などに取り組んでいます。
- 令和5年度より、管理栄養士を採用し、子どもの食育についての健康教育、栄養教室など食育推進の強化を図っています。

「基本目標2 里庄に暮らすすべての子どもが心豊かに育つまち」の進捗

①乳幼児期における学びの芽生えの促進

- ブックスタート事業として、家庭で0歳児から絵本に親しむことができるように、絵本のプレゼントと啓発活動を実施しているほか、図書館で月1回絵本などの読み聞かせを行う「おはなし会」を開催しています。

②児童及び生徒の豊かな学びに向けた環境整備

- 教育相談員を配置し、子どもたちの成長に伴った課題について相談・支援を行っています。
- 学校生活支援員を幼稚園・小学校・中学校すべてに配置し、園児・児童・生徒の学習活動や体験活動を支援しているほか、小・中連携については、中学校へのスムーズな移行を図るとともに、中1ギャップの解消を図っています。
- 青少年の健全育成として、7月・11月に青少年健全育成街頭キャンペーンなどの事業を実施しています。
- 東西両小学校区に設置されている放課後児童クラブ（学童保育）は、ともに6年生までの受け入れが可能です。
- 学力だけでなく人間力を培い、社会によりよく適応できるように、子どもたちの教育の場で、コミュニケーションや思いやりなどの非認知能力を育てる取組みを進めています。

③障がいがあるなど配慮の必要な子どもへの施策の充実

- 発達障がい者支援コーディネーターを配置し、個別支援計画の作成や連絡会議を開催し、療育への橋渡しを行い、スムーズな就学に向けてのサポートを実施しています。また、発達障がい者支援コーディネーターによる教職員の研修を行っています。
- 町内に令和2年4月に児童発達支援事業所および放課後等デイサービス「発達支援センターさとしょう」が、令和5年4月に「里庄町放課後等デイサービス事業所「ぽかぽか」」が開設され、障がいのある子どものライフステージに応じた切れ目のない支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）が可能となりました。
- 計画相談支援事業所「里庄町社会福祉協議会障害福祉相談支援事業所「HAPPY クローバー」」が令和6年8月に開設され、適切なサービスが受けられるよう連携を図っています。
- 日常生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器、喀痰吸引、経管栄養、導尿、インスリン注射などの医療行為）を受けることが必要である児童（医療的ケア児）については、支援のための関係機関の協議の場およびコーディネーターが未設置となっています。
- 必要に応じて小・中学校に、自閉・情緒障がい特別支援学級と知的障がい特別支援学級を設けています。
- 障がいのある子どもが通常学級でも安心して過ごせるように、小学校に加え、中学校の特別支援学級にも生活支援員を配置しています。

「基本目標3 みんなで子育てを支え、親と地域が成長するまち」の進捗

①地域施設・人材を活用した子育て支援

- 子育て交流の場の提供と交流の促進を中心に、月曜日から金曜日の週5日、子育てひろば「げんキッズ」を開催しています。また、育児疲れの解消にも取り組んでいます。令和5年度の1日平均利用親子数は12組となっています。
- 子育て世帯と地域の方との交流イベント「里庄マルシェ」を年1回開催しています。
- 愛育委員会の取組みとして、地域の乳幼児を持つ親子への声かけや、乳幼児健診、育児学級での手伝い、生後6か月頃の乳児を対象としたすくすく赤ちゃん訪問を行っています。

②保育サービスの充実

- 令和5年度より「井笠管内での広域入所協定」締結により、井笠管内での広域入所要件緩和が行われました。
- 保育士不足により、町内保育所での受入可能児童数が減少し、町内保育所入所希望児童数を常態的に下回っています。令和4年度から保育士就職支援事業と大学訪問を実施、令和5年度より町内保育所勤務保育士への保育所入所支援の充実に取り組んでいます。
- 保育士業務負担軽減による継続就労支援のため、令和5年度からICT化・保育体制強化事業（保育に直接関わらない保育補助業務（配膳準備・寝具の片付けなど）を行う者の雇用に対する補助事業）を開始しました。
- 一時預かり事業については、子育てひろばや乳幼児健診での事業周知に加えて、LINEなどのSNSを活用し周知を行っています。この影響で、一時預かり登録者および利用者は年々増加しており、利用理由としては育児疲れの解消を目的としたリフレッシュが最も多く、次いで医療機関の受診となっています。
- 病児・病後児保育事業については、「岡山県病児保育事業実施施設の相互利用に関する協定」により県内協定締結市町村の施設の広域利用が可能です。

③仕事と子育ての両立の推進

- 岡山県において、仕事と子育ての両立に向けた、事業主に対する支援が行われていますが、こうした制度が十分に認知・反映されていない問題があります。
- 男性の家事・育児参加に向けて、広報紙への掲載やチラシ配布などでの広報をはじめ、男女共同参画週間に、役場・図書館において、パネル展示を行っています。

④家庭教育への支援

- 小学校入学前の子どもを持つ保護者に対して、「親育ち応援学習プログラム」を実施することで、保育所・幼稚園の保護者が一堂に会し、子育てに関する様々な悩みを共有・解決しています。
- 中学生の保護者に対しては、「思春期子育て講座」を開催し、家庭における教育力の向上に取り組んでいます。

「基本目標 4 親子が安心して暮らすことのできるまち」の進捗

①経済的支援の推進

- 子育て家庭における経済的負担の軽減に向けた取組みとして、高校生世代までの子ども医療費の助成、妊婦や3歳以下の子の保護者へのタクシーチケット交付や児童手当の制度を継続して実施しています。
- 幼児教育・保育の無償化に加え、町独自の2人目からの保育料無料の施策を継続実施しています。
- 妊産婦の経済的な不安にも対応するため、出産子育て応援給付金や町独自の出産支援金の支給をしています。

②支援が必要な子どもや家庭への支援

- ひとり親家庭について、岡山県の母子・父子自立支援員などと連携しながら、ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全育成に取り組んでいます。
- 岡山県と連携し、児童扶養手当の支給をはじめ、ひとり親家庭医療費助成や母子父子寡婦福祉資金貸付の制度を継続して実施し、ひとり親家庭の経済的な負担軽減に取り組んでいます。
- 令和6年度以降は「里庄町こども家庭センター」において、包括的な支援に取り組んでいます。

③生活環境の整備

- 子どもの安全対策として、防犯灯については、各地区からの要望などに基づき、設置・修繕を行っています。
- 公共施設のバリアフリー化については、施設入り口にスロープを設置するなどの対策はできているものの、施設内部全体のバリアフリー化まではできていない状況です。

④防災・防犯活動の推進

- 交通安全対策は、里庄町交通安全協会を中心に年間を通した取組みを実施しています。
- 学校・地域・企業・警察などと連携し、春・秋の交通安全週間に合わせ、各種交通安全運動を展開し、交通安全意識の啓発に努めています。
- 防犯パトロールは、東西地域安全推進員により登下校中の子どもの見守りを実施しています。また、青色防犯パトロールカーによる巡回パトロールを実施するため、玉島警察署主催の講習会に参加することで、パトロール実施者証取得者の増加に取り組んでいます。
- 新型コロナ禍を除いて、毎年度保育所、幼稚園、小・中学校や放課後児童クラブ（学童保育）で防災訓練を実施しており、今後も継続して毎年度実施できるように努めます。

4 子ども・子育て支援事業等の状況

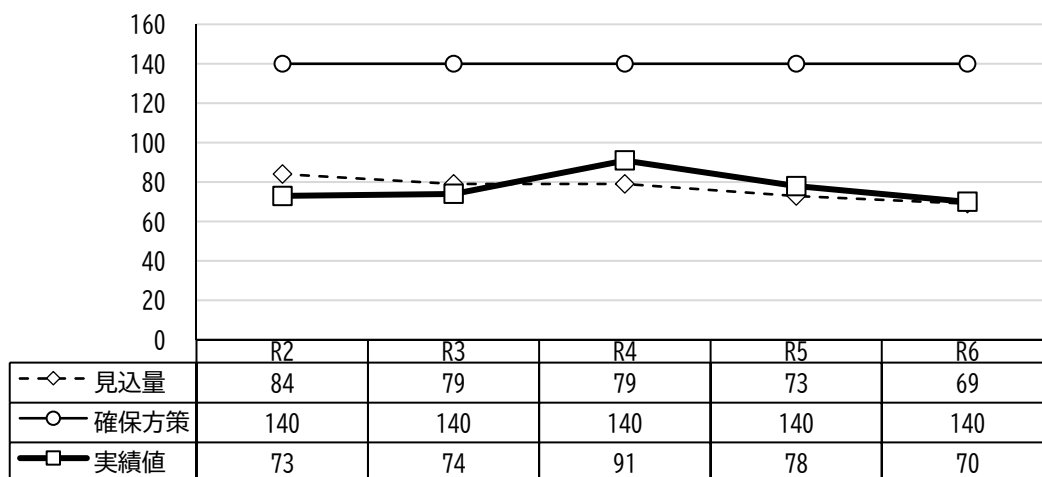
■グラフの見方

◇見込量	第2期計画で推定している町民ニーズ
○確保方策	第2期計画で設定した供給可能量
□実績値	実際の使われた量、令和6年度は見込値

1) 教育・保育

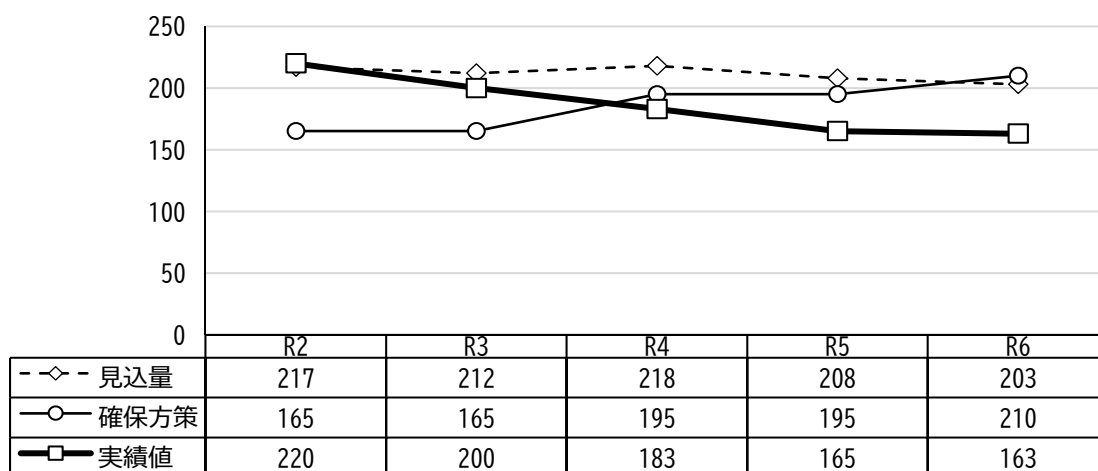
■1号認定（幼稚園及び認定こども園（教育利用））（実人数／年）

実績値が確保方策を下回って推移しています。



■2号認定者（3歳～就学前、保育所及び認定こども園（保育利用））（実人数／年）

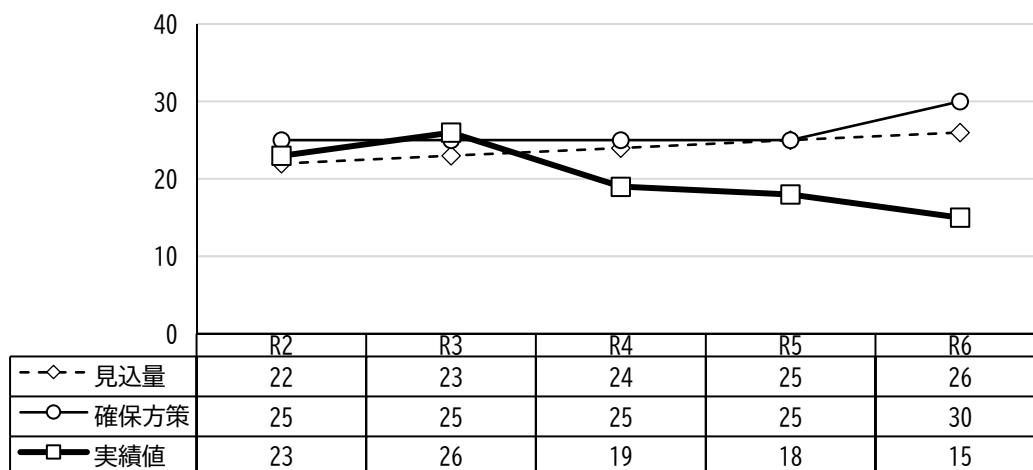
実績値は減少傾向で推移しており、保育士の不足による受け入れ人数の減少等の影響があると考えられます。令和3年度までは実績値が見込み量及び確保方策を上回っていましたが、令和4年度以降は下回って推移しています。



■ 3号認定者（保育所、認定こども園及び地域型保育）（実人数／年）

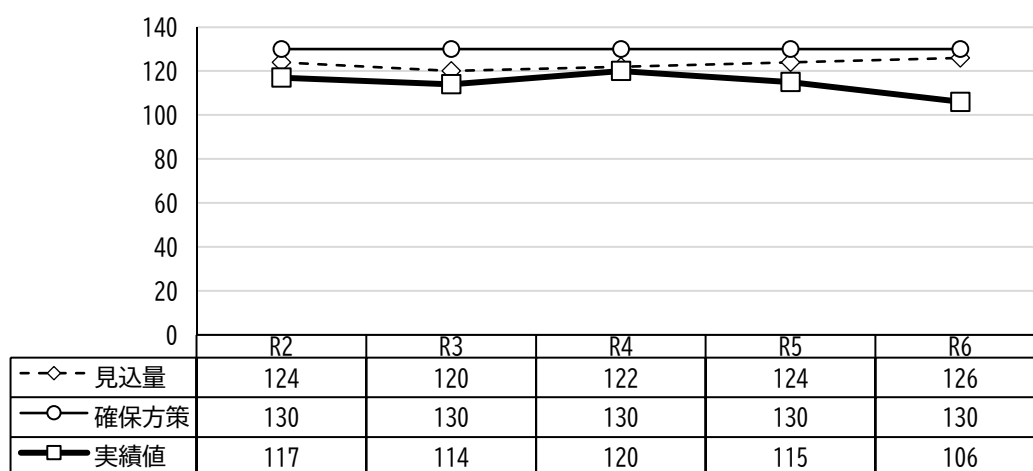
【0歳】

令和3年度までは概ね見込みどおりの実績値となっており、令和3年度は確保方策を実績値が上回っています。令和4年度以降は減少し、見込み量及び確保方策を下回って推移しています。



【1～2歳】

実績値は、令和4年度までは概ね見込みどおりとなっていますが、令和5年度以降はやや減少しています。



2) 地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援事業

「里庄町子育て世代包括支援センター（母子保健型）」で実施していましたが、令和6年度からは「里庄町こども家庭センター（こども家庭センター型）」で実施しています。

■妊婦一般健康診査

妊婦全員を対象に国の示す望ましい受診回数である14回の助成を実施しています。

■乳児家庭全戸訪問事業

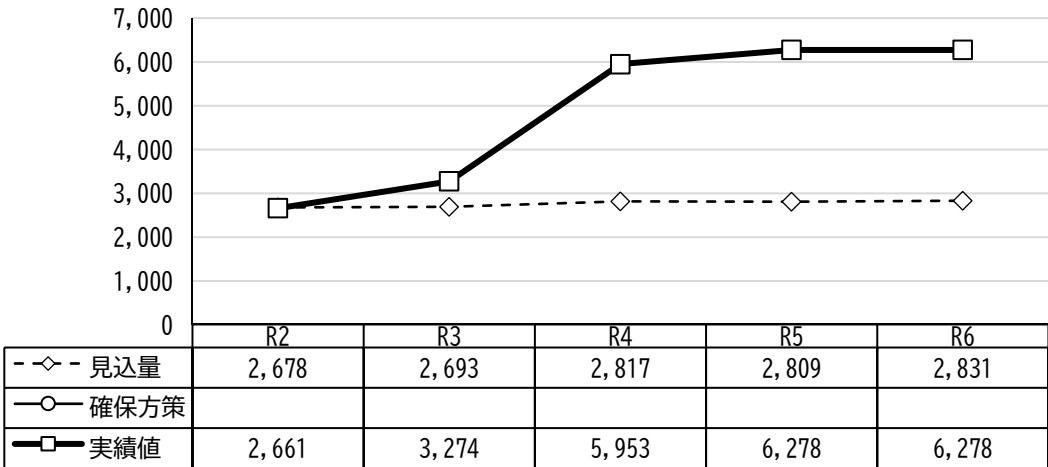
生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問しています。また、愛育委員会の協力により生後6か月頃の乳児のいる家庭への訪問を実施しています。

■養育支援訪問事業

要フォロー児及びその保護者を対象に継続的な支援を「里庄町こども家庭センター」で実施しています。

■地域子育て支援拠点事業（延べ人数／年）

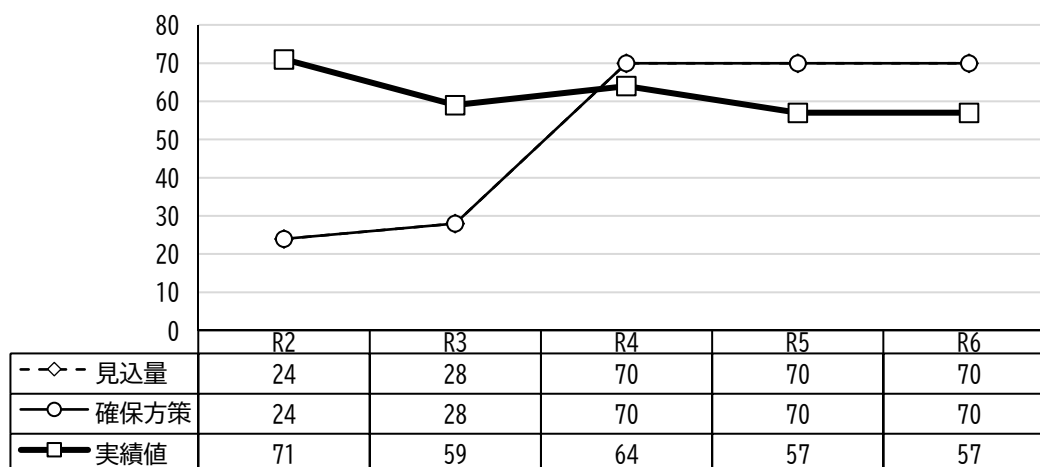
見込量を超えた利用があり、利用者は増加傾向となっています。令和4年度以降は大きく増加しており、コロナ禍収束後の影響があると考えられます。



※確保方策は、か所数で立てているため、数値を記載していません。

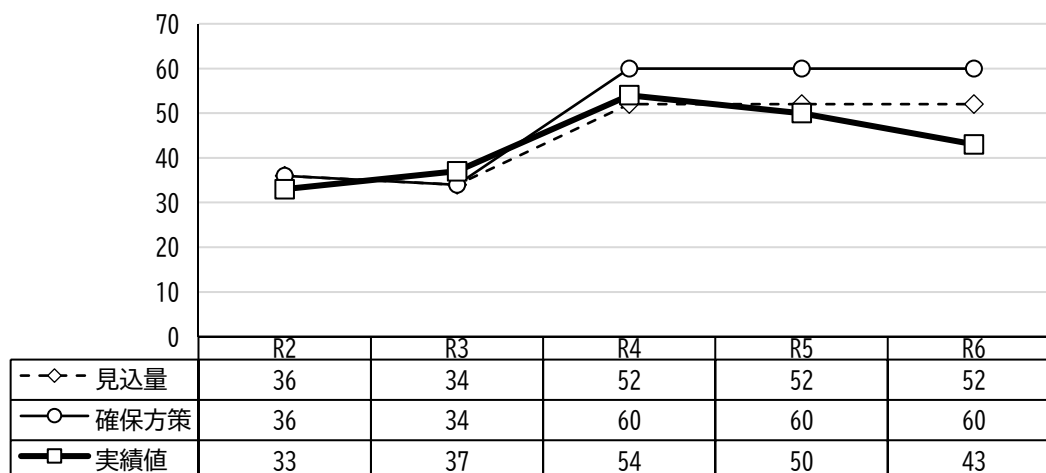
■延長保育事業（保育所）（実人数／年）

令和３年度までは見込み量及び確保方策を上回って推移していましたが、令和４年度以降は減少傾向で推移し、見込み量及び確保方策を下回って推移しています。



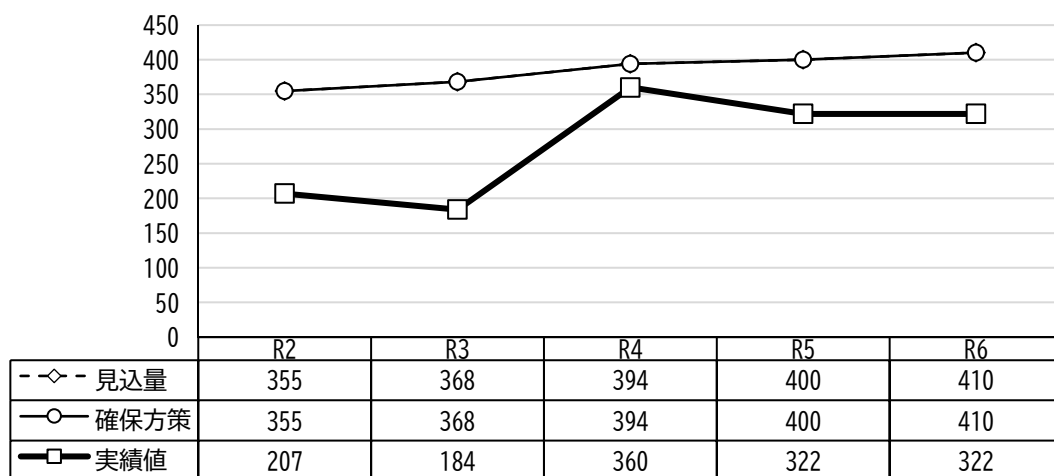
■一時預かり事業（幼稚園在園者対象）（実人数／年）

令和３年度は見込み量及び確保方策を実績値が上回っていますが、その後減少し、見込み量及び確保方策を下回って推移しています。



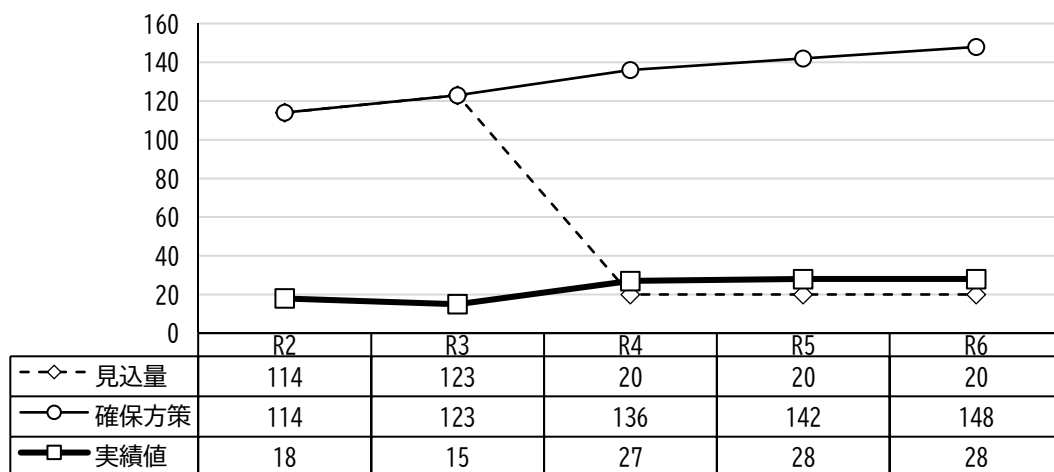
■一時預かり事業（幼稚園在園者対象以外）（延べ人数／年）

令和４年度に実績値が大きく増加し、その後微減傾向となっています。



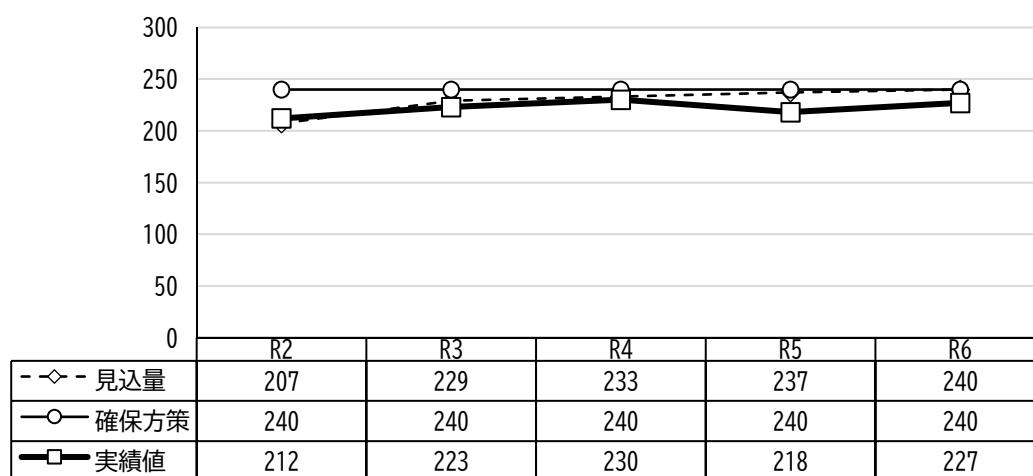
■病児・病後児保育事業（延べ人数／年）

町内では実施していませんが、平成 29 年より広域利用として町外施設の利用が可能となっています。実績値は微増傾向となっており、今後も利用は微増傾向で続くものと考えられます。



■放課後児童育成健全育成事業（放課後児童クラブ（学童保育））（実人数／年）

実績値は、令和5年度に減少しているものの、概ね微増傾向となっています。



5 アンケート調査の概要

1) アンケート調査の実施概要

町民の子育てを取り巻く状況や子育て支援サービスなどへの意向を把握し、計画策定への基礎資料とするため、以下のとおり「里庄町子ども・子育てに関する町民アンケート調査」を実施しました。

	就学前児童保護者調査	小学生保護者調査
調査地域	里庄町全域	
調査期間	令和6年2月21日～令和6年3月15日	
調査対象	令和5年12月31日現在、里庄町に住んでいる就学前の児童を持つ保護者	令和5年12月31日現在、里庄町に住んでいる小学生の児童を持つ保護者
調査方法	郵送・保育所・幼稚園・小学校による配布 郵送およびWEBによる回収	
調査数	395名	479名
調査票回収数	245票 (郵送・保育所・幼稚園回収：163票 WEB回答：82票)	318票 (郵送・小学校回収：231票 WEB回答：87票)
回収率	62.0%	66.4%

2) アンケート調査からみられた現状と課題

グラフの見方

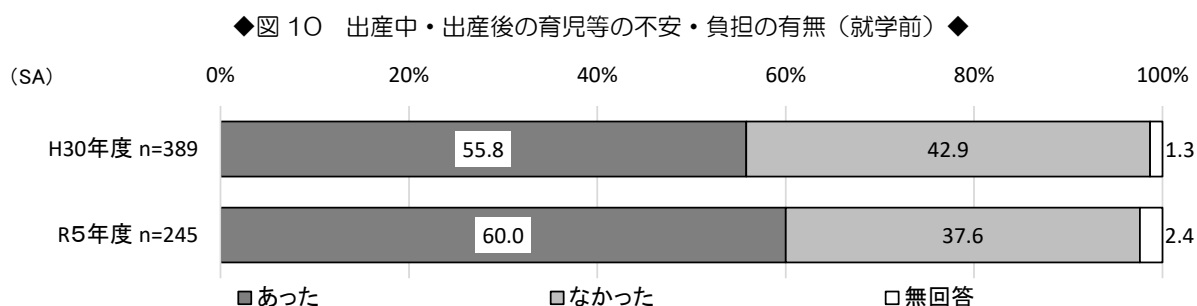
SA：単数回答（選択肢からあてはまるもの1つを選択）の設問

MA：複数回答（選択肢からあてはまるものすべてを選択）の設問

n：集計対象者の総数

①出産・子育ての不安・負担について

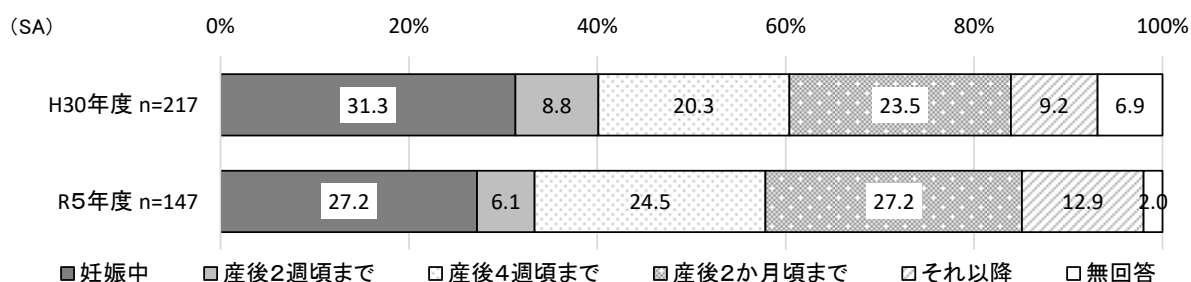
出産・子育ての不安・負担の有無（図10）を経年で比較すると、不安・負担が「あった」の割合が高くなっています。



不安・負担の最も強かった時期（図11）を経年で比較すると、産後3週以降に不安・負担を感じている割合が高くなっています。

不安・負担の内容の変化（図12）に着目すると、「睡眠不足」「出産・育児の疲れ」「自分の時間がない」の割合が高くなっています。子どもの発育などへの不安よりも親自身の不安・負担の割合が高くなっていることから、産後の子育てにおいて、親の休息時間を確保することが重要と考えられます。子どもの成長だけでなく親の負担軽減につながる支援や情報が求められます。

◆図11 【不安・負担が「あった」と回答した人限定】不安・負担の最も強かった時期（就学前）◆

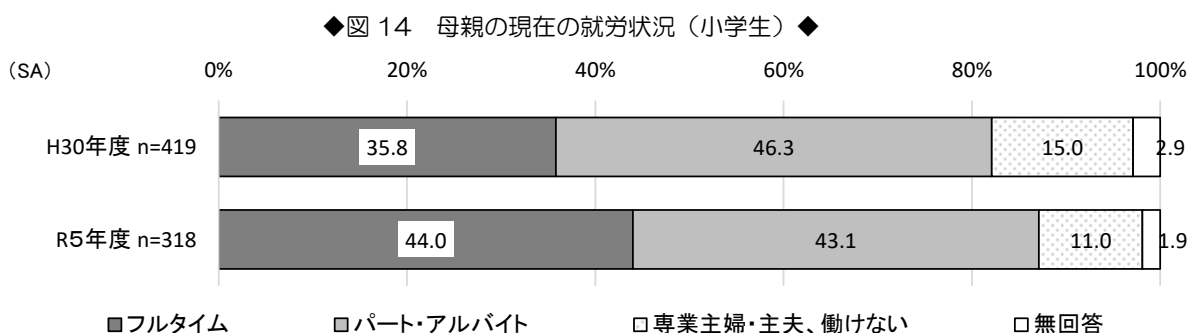
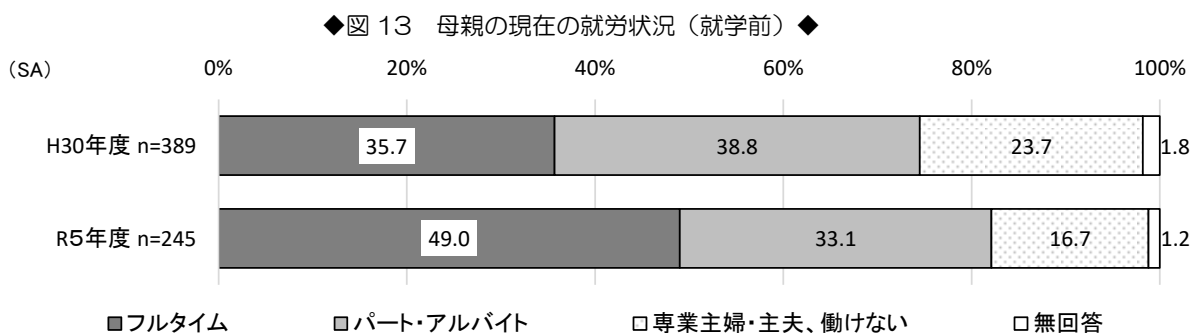


◆図12 【不安・負担が「あった」と回答した人限定】不安・負担の内容（就学前）◆

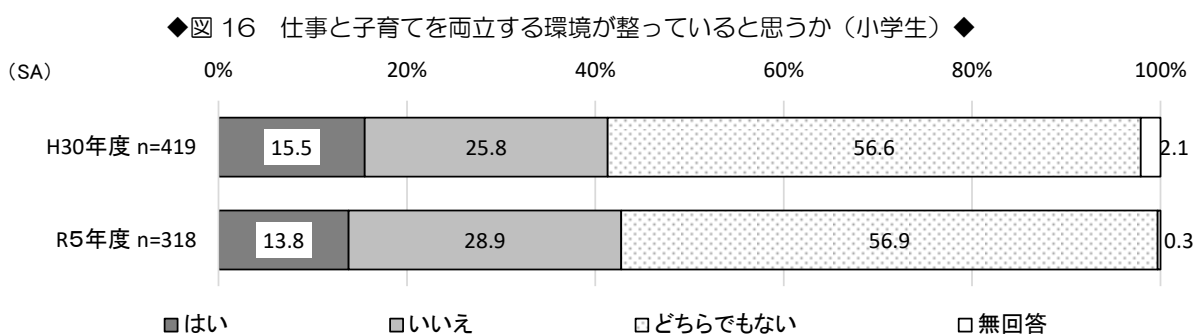
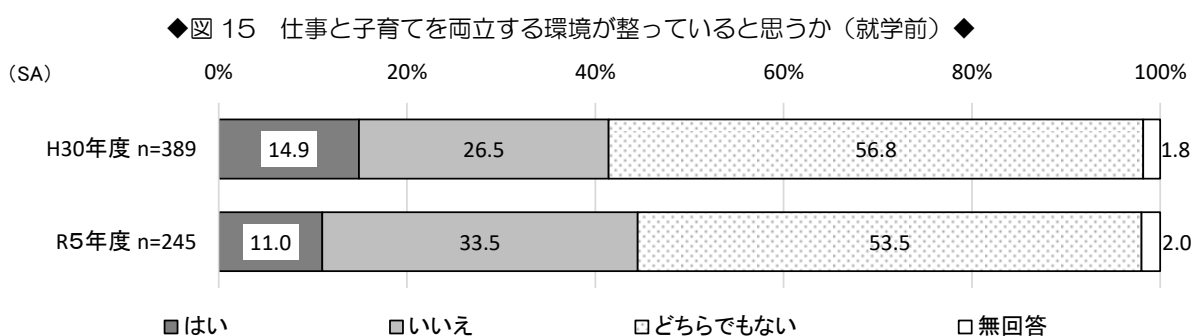
	H30年度 n=217	R5年度 n=147
睡眠不足	29.0	46.3
出産・育児の疲れ	35.5	41.5
赤ちゃんの発育や健康面	45.2	33.3
体調不良	19.8	21.1
経済的なこと	12.9	10.2
自分の時間がない	8.3	15.6
赤ちゃんの世話	26.7	29.3
その他	15.7	11.6
無回答	0.5	0.7

②仕事と子育ての両立について

母親の就労状況を経年で比較すると、就学前調査（図13）、小学生調査（図14）の両方でフルタイム勤務の割合が高くなっており、共働き世帯が増えていることがうかがえます。



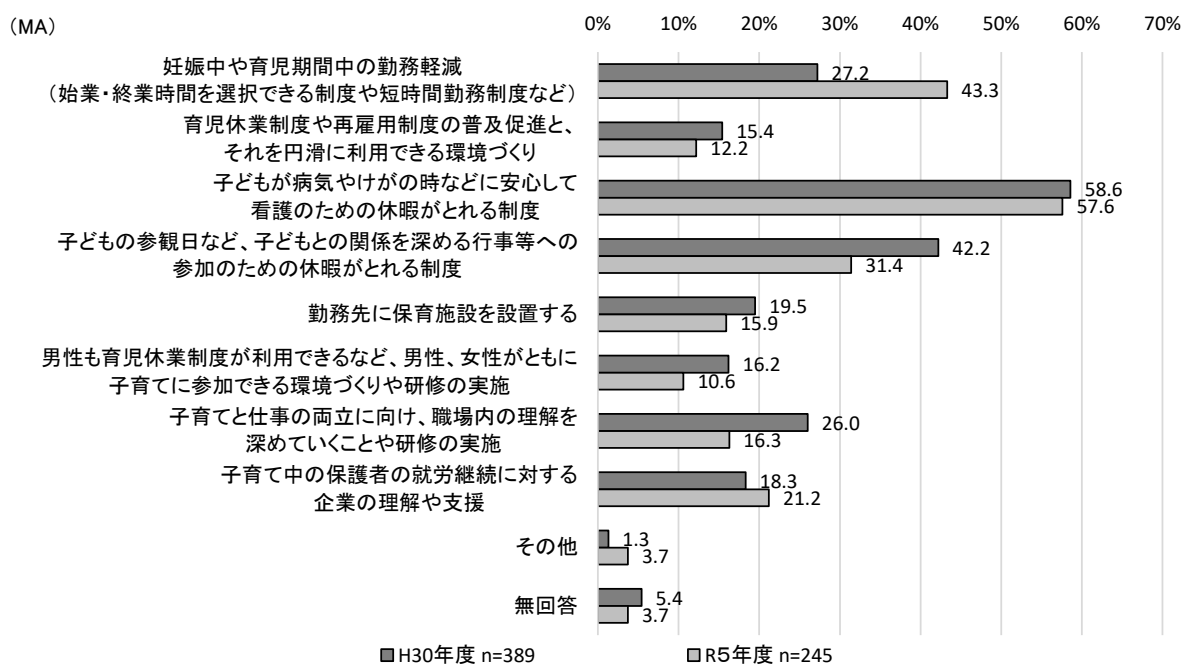
働きながら子育てをする親の割合が高まっている一方で、仕事と子育ての両立について（図15・図16）は、「仕事と子育てを両立する環境が整っていない」と考える割合が高くなっており、より一層の両立支援が求められます。



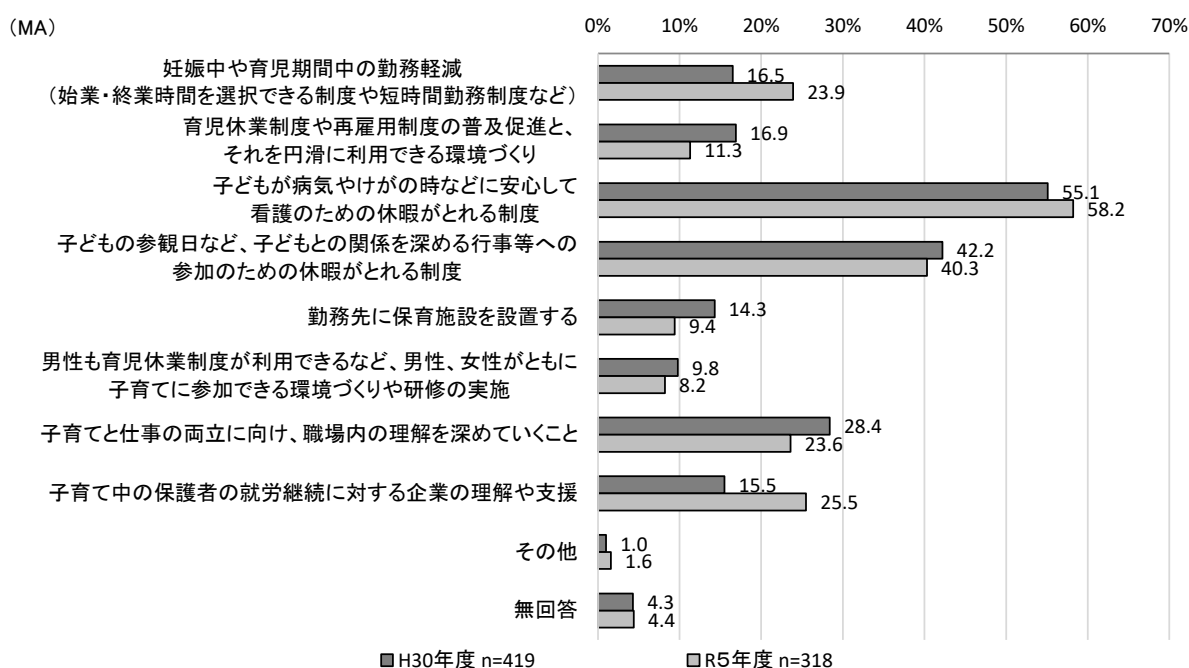
子育てと育児の両立のために企業に取り組んでほしいこと（図17・図18）として、就学前調査、小学生調査ともに「妊娠中や育児期間中の勤務軽減（始業・終業時間を選択できる制度や短時間勤務制度など）」の割合が前回調査と比較して高くなっています。また、小学生調査では「子育て中の保護者の就労継続に対する企業の理解や支援」の割合も高くなっています。

親の就業先に対して、柔軟な制度づくりや子育てに理解のある職場づくりを働きかけることが重要です。

◆図17 子育てと育児の両立のために企業に取り組んでほしいこと（就学前）◆



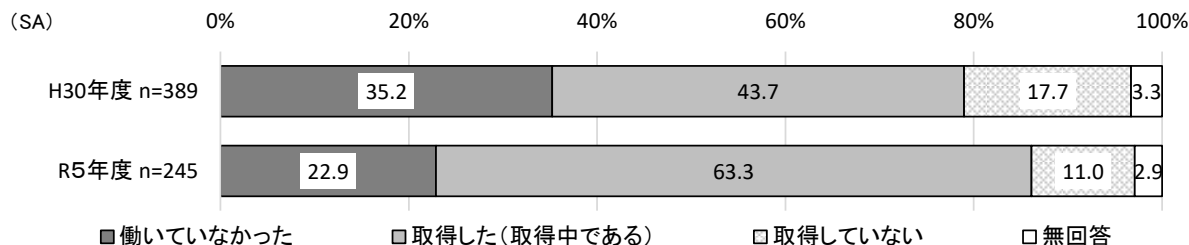
◆図18 子育てと育児の両立のために企業に取り組んでほしいこと（小学生）◆



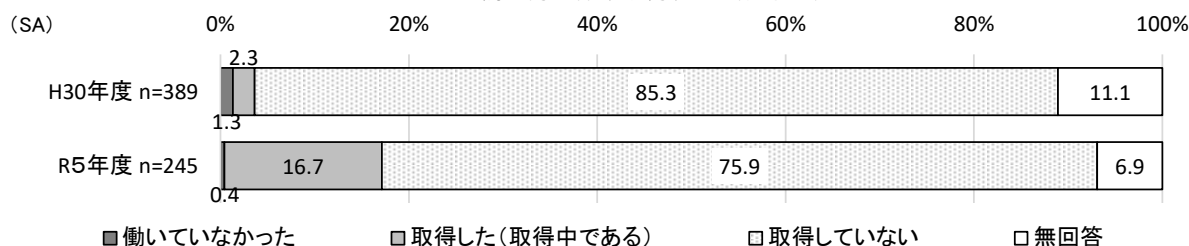
③育児休業について

育児休業を取得した割合を経年で比較すると、母親（図19）・父親（図20）ともに取得した割合は高くなっています。父親については、前回調査と比較すると取得割合は7倍以上となりましたが、母親と比較すると父親の育児休業取得率は依然として低い状況です。

◆図19 母親の育児休業取得状況（就学前）◆

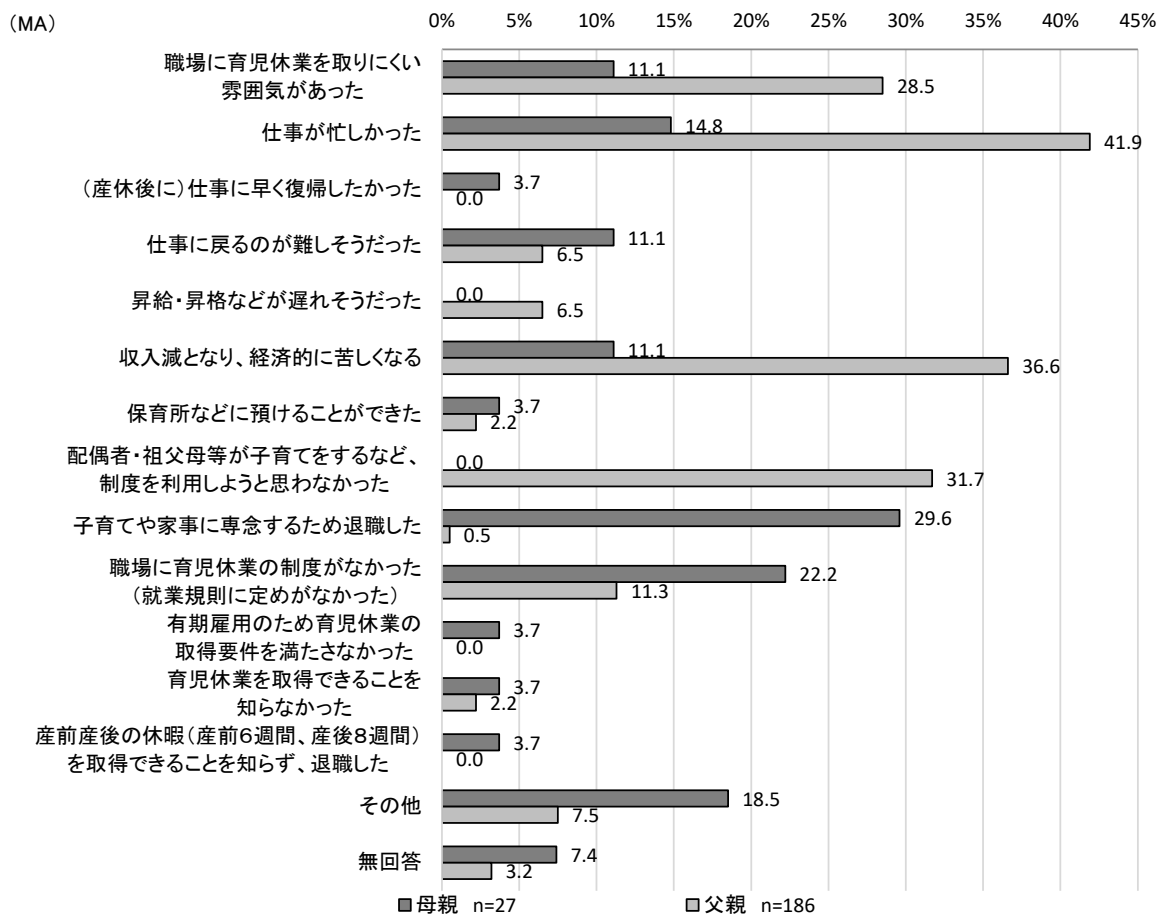


◆図20 父親の育児休業取得状況（就学前）◆



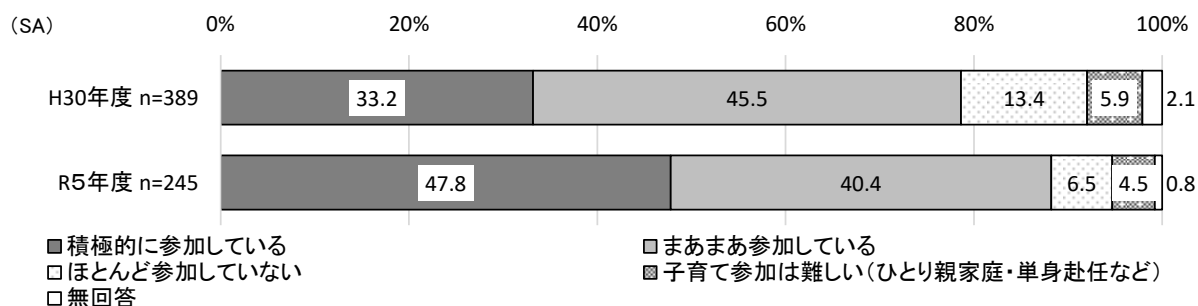
育児休業を取得しない理由（図21）について、母親と父親を比較すると、父親では職場の環境に関することや経済的な事情の割合が高くなっています。育休の取得促進のためには、就業先への意識啓発や、育児休業給付の制度などの充実・周知に取り組むことが重要です。

◆図21 育児休業を取得しない理由（就学前）◆



父親の子育てへの参加状況（図22）について、前回調査と比較すると、積極的に関わる割合が高くなっています。一方で、子どもの年齢別（図23）でみると、子どもの年齢が上がるほど参加度が低くなる傾向がみられます。ある程度手がからない年齢になって子育てに関わり続けられるよう、父親に対する啓発・仕事との両立支援が求められます。

◆図22 父親は子育てにどのくらい参加しているか（就学前）◆

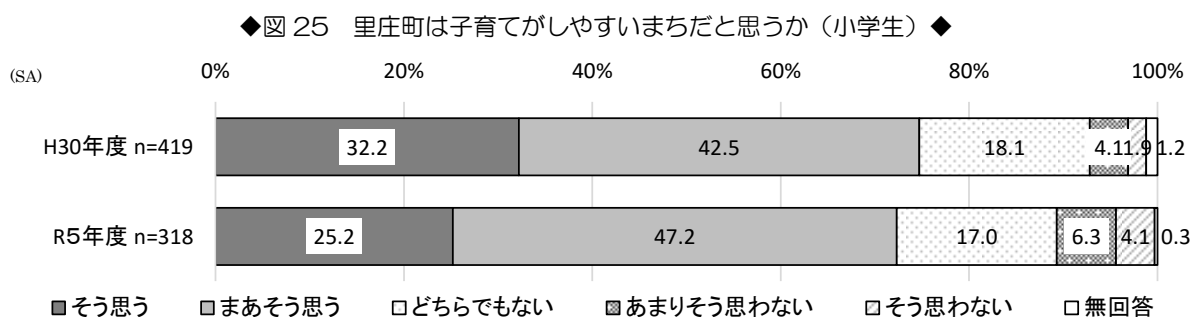
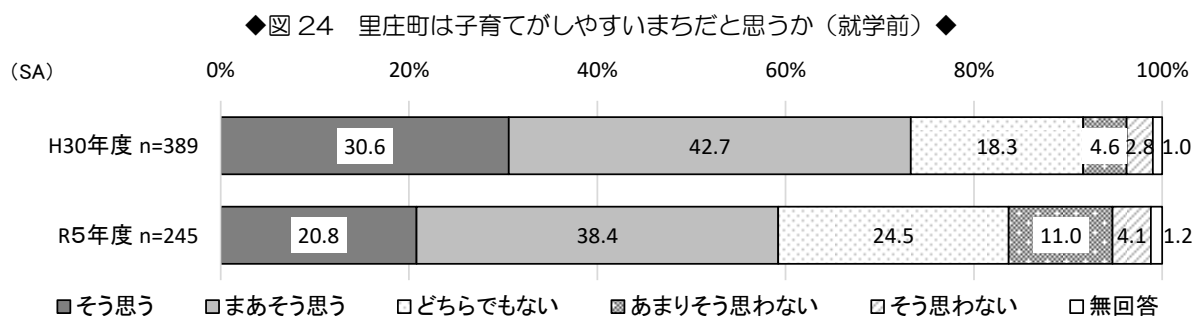


◆図23 父親は子育てにどのくらい参加しているか×子どもの年齢（就学前）◆

	全体 n=245	0歳 n=66	1・2歳 n=86	3～5歳 n=91
積極的に参加している	47.8	48.5	54.7	39.6
まあまあ参加している	40.4	39.4	34.9	47.3
ほとんど参加していない	6.5	9.1	3.5	7.7
子育て参加は難しい(ひとり親家庭・単身赴任など)	4.5	1.5	5.8	5.5
無回答	0.8	1.5	1.2	—

④子育てのしやすさについて

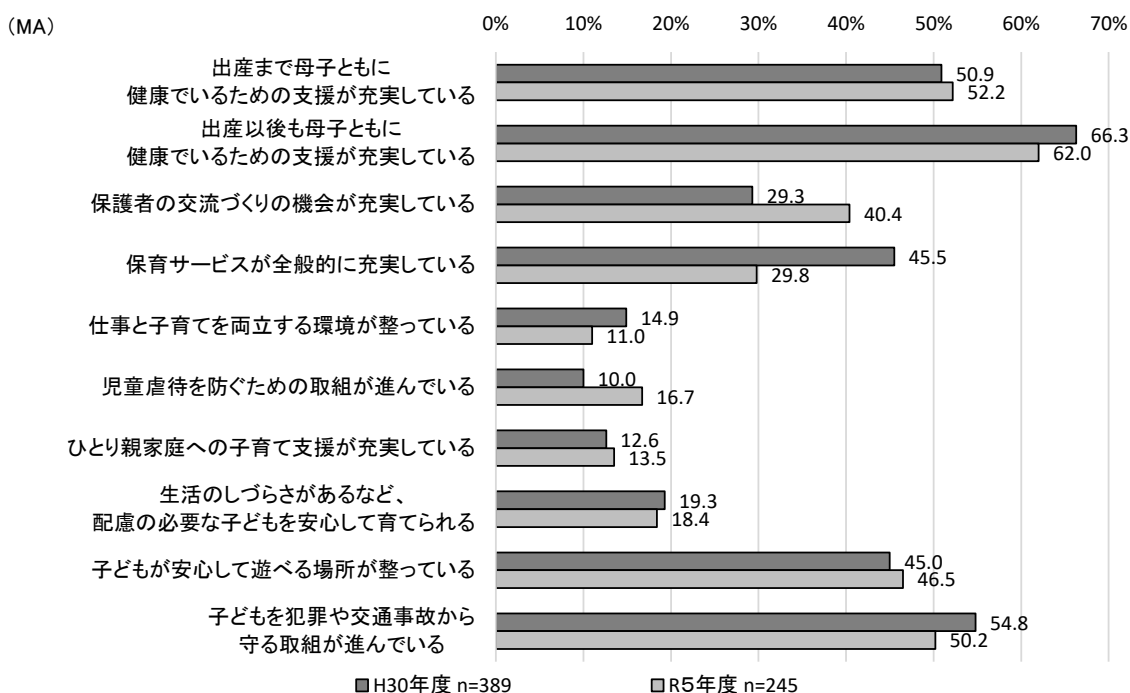
里庄町の子育てのしやすさについて、経年で比較すると、「そう思う」の割合は就学前調査（図24）と小学生調査（図25）の両方で低くなっています。特に就学前調査では「そう思う」「まあそう思う」を合わせた割合が14.1ポイント低下しています。



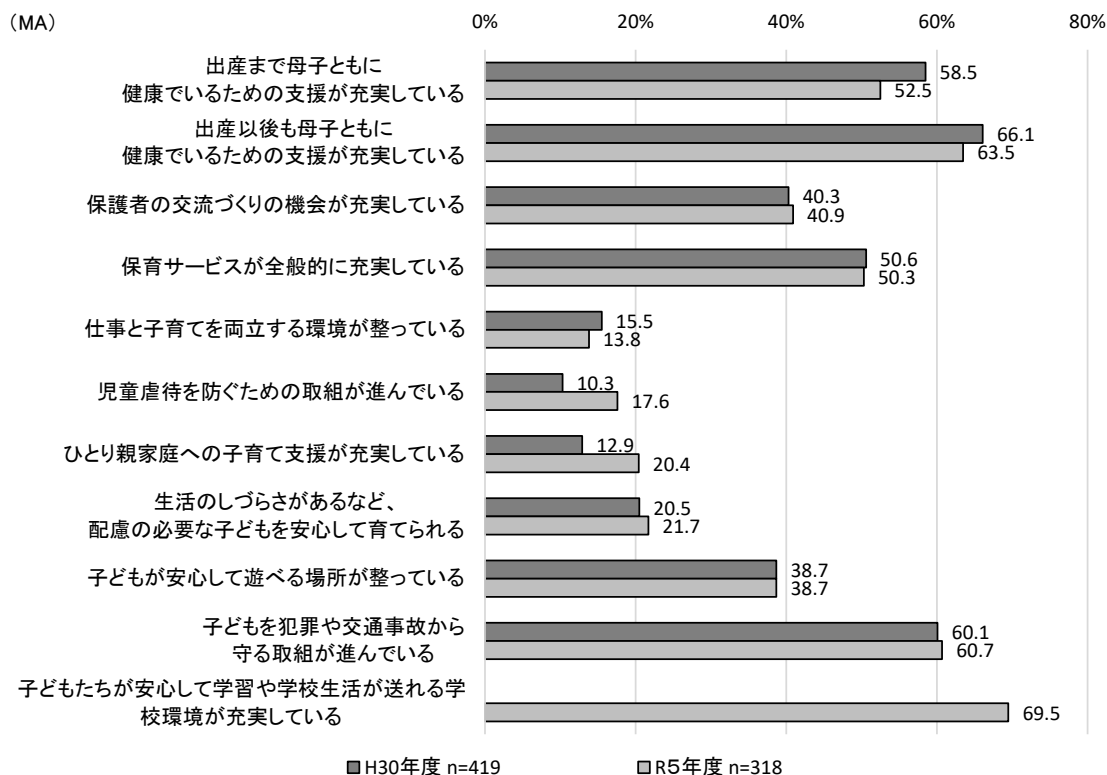
子育てしやすいと思う割合が特に低下している就学前調査（図26）において、子育て支援の分野別の充実度を経年で比較すると、「保護者の交流づくりの機会が充実している」の割合は高くなっている一方で、「保育サービスが全般的に充実している」の割合が15.7ポイント低下しており、就学前児童に対する保育サービスの提供が大きな課題となっています。

小学生調査（図27）では、経年で比較して、大きな変化はみられませんでした。

◆図26 里庄町における子育て支援の分野について充実していると答えた割合（就学前）◆



◆図27 里庄町における子育て支援の分野について充実していると答えた割合（小学生）◆



希望する子育て支援（図28）について、就学前調査では、「妊娠・出産時の経済的負担の軽減」「子どもが病気の時、預かってもらえる制度（病児保育、病後児保育）を充実してほしい」の割合が高く、小学生調査では「子どもたちが集団で外遊びができる場所を増やしてほしい」「職場における子育て支援として、残業時間の短縮、休暇の取得促進など、子育てに配慮した企業が増えるよう働きかけてほしい」の割合が高くなっています。保育サービスの充実や居場所づくりなど、子どもの成長段階により異なるニーズに対応していくことが重要です。

◆図28 希望する子育て支援（就学前、小学生 上位5項目）◆

就学前児童保護者調査上位項目

(MA) n=245	(%)
妊娠・出産時の経済的負担の軽減	44.1
子どもが病気の時、預かってもらえる制度（病児保育、病後児保育）を充実してほしい	39.2
職場における子育て支援として、残業時間の短縮、休暇の取得促進など、子育てに配慮した企業が増えるよう働きかけてほしい	32.7
児童公園や子育て支援センターなど親子が安心して集まれる場所をもっと増やしてほしい	31.8
親子で外遊びができる場所を増やしてほしい	31.0

小学生保護者調査上位項目

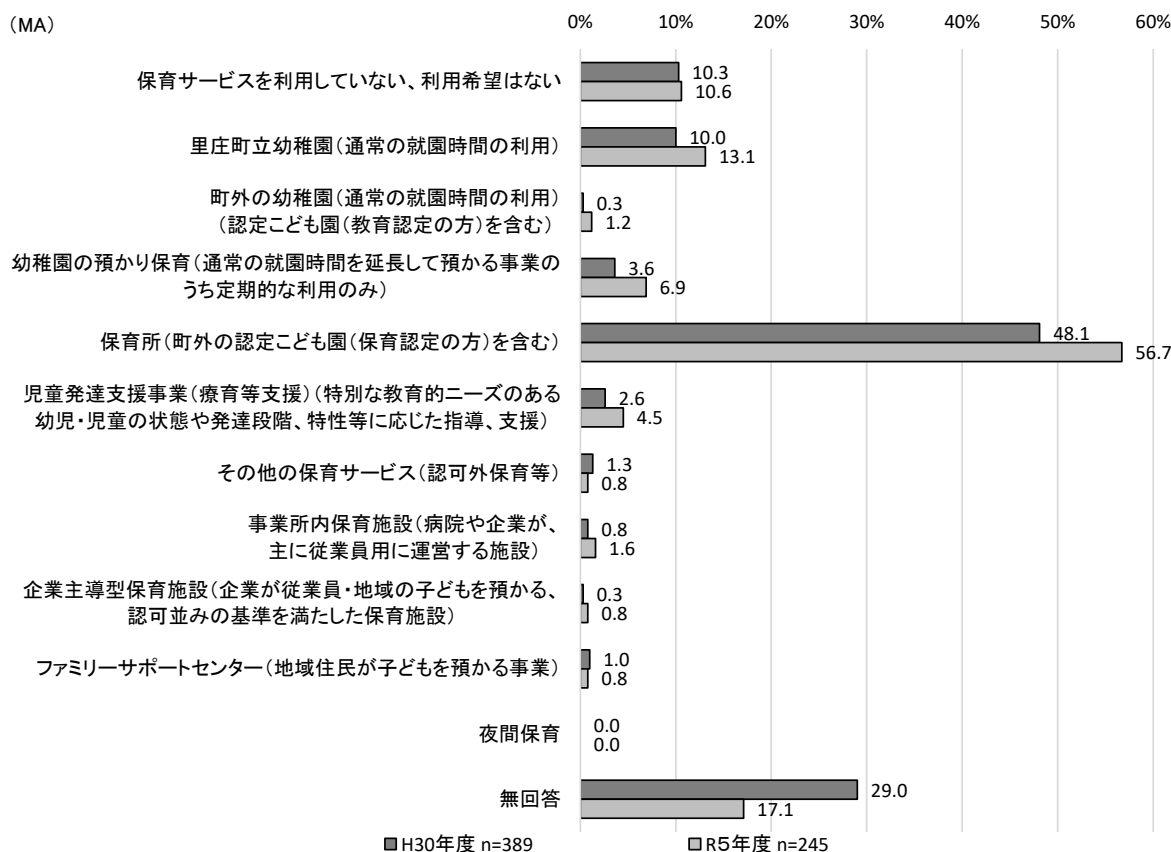
(MA) n=318	(%)
子どもたちが集団で外遊びができる場所を増やしてほしい	40.9
職場における子育て支援として、残業時間の短縮、休暇の取得促進など、子育てに配慮した企業が増えるよう働きかけてほしい	37.1
子ども自身の声を聴いてほしい	28.9
児童公園、子育て支援センターなど、親子が安心して集まれる場所をもっと増やしてほしい	27.4
子どもが病気の時、預かってもらえる制度（病児保育、病後児保育）を充実してほしい	23.3

⑤子育て支援の利用について

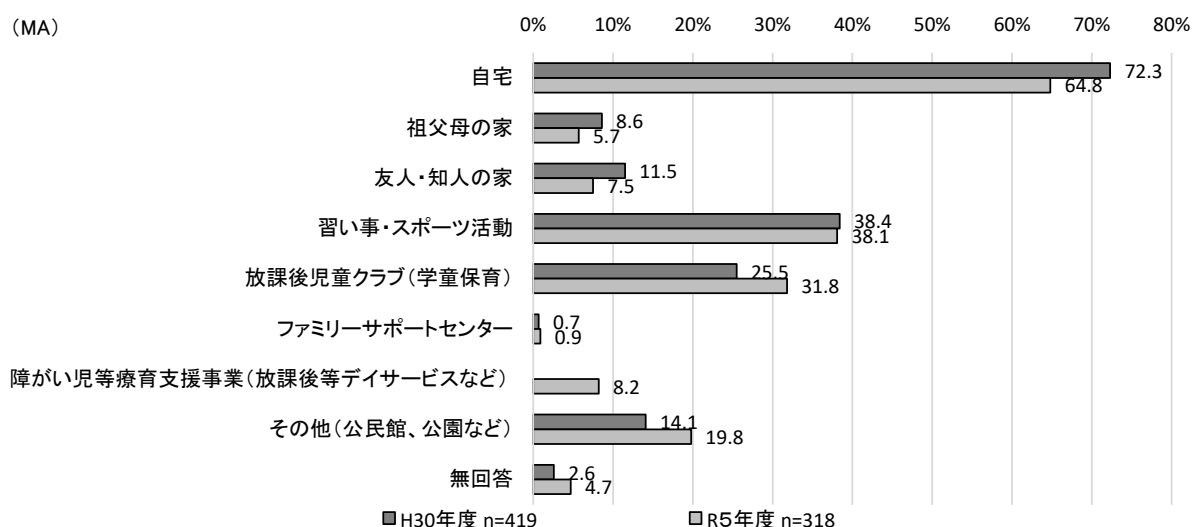
子育て支援の利用希望について、経年で比較すると、就学前（図29）では保育所、小学生（図30）では放課後児童クラブ（学童保育）の割合が高くなっています。

フルタイムで働く母親が増えたことによる影響と考えられ、社会情勢の変化に合ったサービスの充実が求められます。

◆図29 利用を希望する保育サービス（就学前）◆



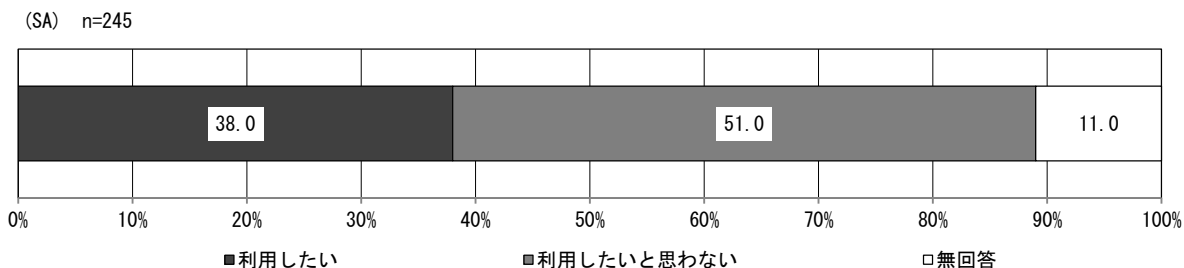
◆図30 放課後過ごさせたい場所（小学生）◆



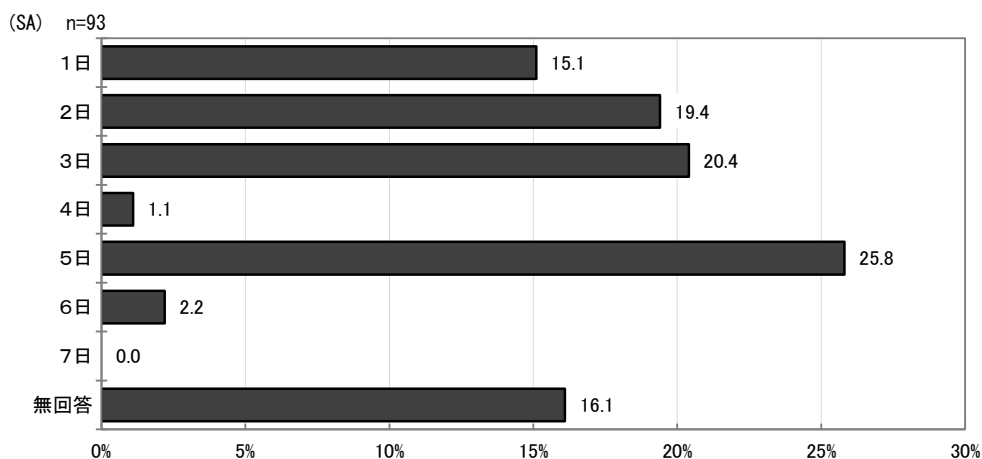
0～2歳の子どもの対象に、親の就労状況に関わらず柔軟に保育所などを利用できる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」について、利用希望者（図31）は全体の4割程度となっています。

子どもの年齢別（図33）にみると、0歳児では5割程度、1～2歳児では4割程度が利用を希望していますが、対象外となる3～5歳についても3割程度が利用を希望しています。

◆図31 乳児等通園支援事業の利用意向（就学前）◆



◆図32 【利用したい人限定】乳児等通園支援事業の利用日数の希望（就学前）◆



◆図33 乳児等通園支援事業の利用意向×子どもの年齢（就学前）◆

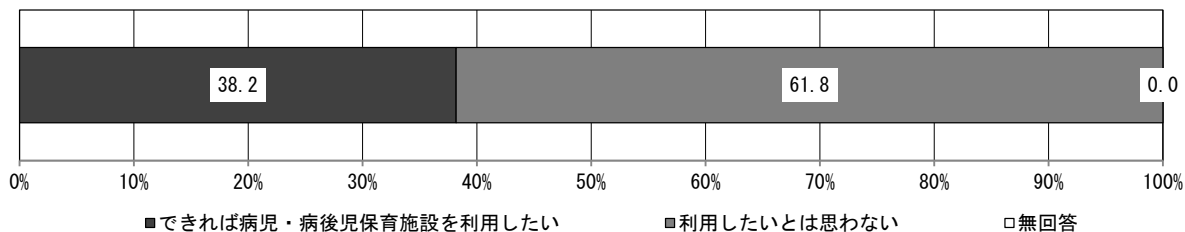
	全体 n=245	0歳 n=66	1・2歳 n=86	3～5歳 n=91
利用したい	38.0	48.5	39.5	28.6
利用したいと思わない	51.0	47.0	51.2	54.9
無回答	11.0	4.5	9.3	16.5

病児・病後児保育の利用（図34）について、子どもの体調不良の対応のために親が仕事を休む経験をした人のうち、4割程度が利用を希望しています。

子どもの年齢別（図35）にみると、子どもの年齢が低いほど利用希望の割合が高くなる傾向がみられます。

◆図34 【保育所や幼稚園等を利用している人のうち、子どもの病気や熱の対応のため父親・母親が休んだと回答した人】病児・病後児保育の利用意向（就学前）◆

(SA) n=170



◆図35 病児・病後児保育の利用意向×子どもの年齢◆

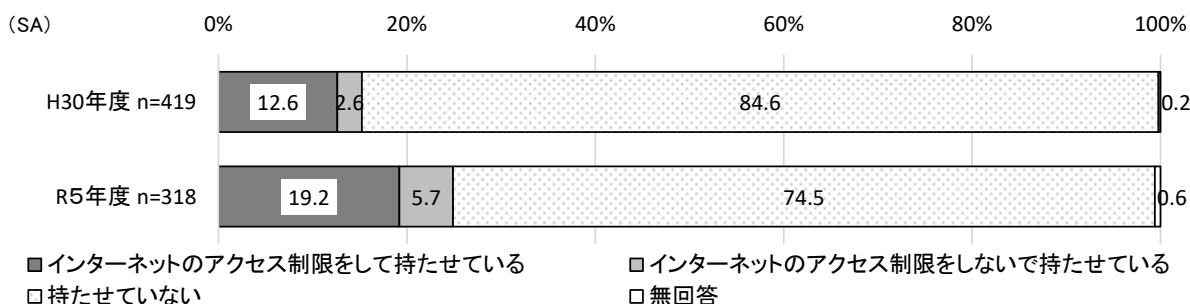
	全体 n=170	0歳 n=26	1・2歳 n=68	3～5歳 n=76
できれば病児・病後児保育施設を利用したい	38.2	50.0	42.6	30.3
利用したいとは思わない	61.8	50.0	57.4	69.7
無回答	—	—	—	—

⑥スマートフォン・ゲームなどについて

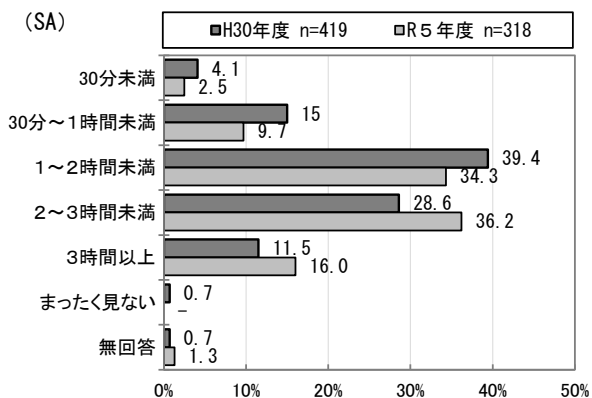
小学生のスマートフォン所持状況（図36）について、経年で比較すると、所持している割合が高くなっています。

テレビ・ビデオやゲームの視聴時間（図37・図38）についても、経年で比較すると長くなっている傾向がみられ、脳や体への影響が気になりな保護者（図39）が多くなっています。ネットリテラシーに関する教育や、家庭における管理・指導方法など、子ども・保護者双方への指導が重要です。

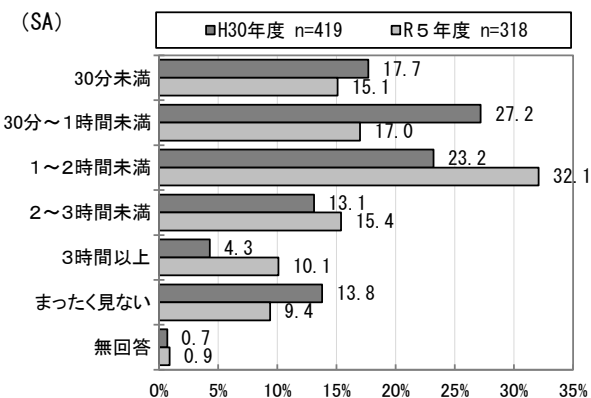
◆図36 子どもにスマートフォンを持たせているか（小学生）◆



◆図37 テレビ・ビデオ利用時間（小学生）◆

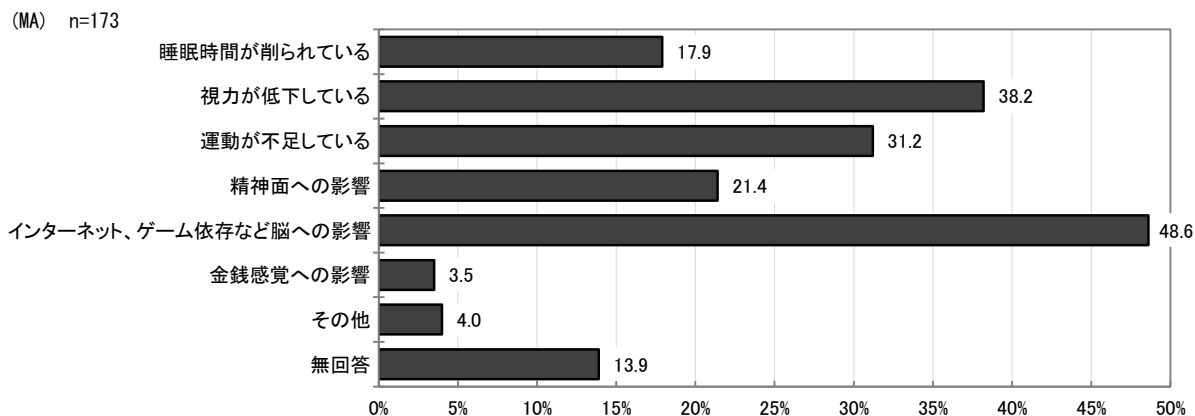


◆図38 ゲームをする時間（小学生）◆



◆図39 【テレビ・ビデオ、ゲームの時間について2～3時間未満・3時間以上を回答した人】

お子さんの体や心で気になること（小学生）◆

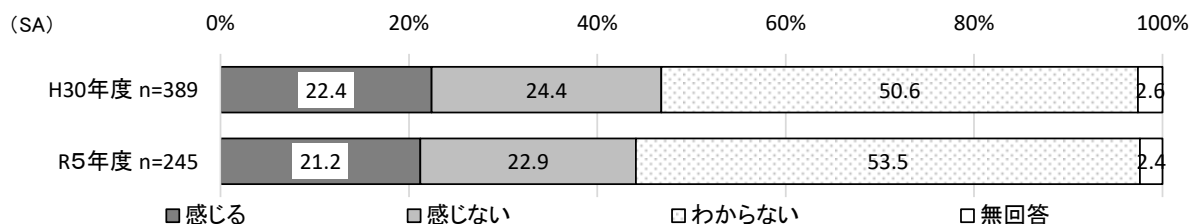


⑦情報の入手について

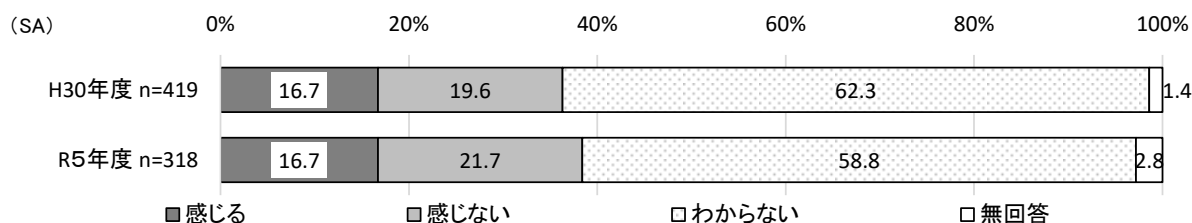
情報入手のしやすさについて、経年で比較すると、就学前（図40）・小学生（図41）ともに大きな変化はみられません。

情報の入手先については、就学前調査（図42）、小学生調査（図43）ともに「インターネット・SNS」の割合が高くなっており、インターネット・SNSでの情報発信を強化し、情報の入手しやすさを向上させることが重要です。また、インターネット・SNSの利用が広がると、他の自治体と比較されやすくなることが想定されることから、子育て世代に選ばれるための広報も重要となります。

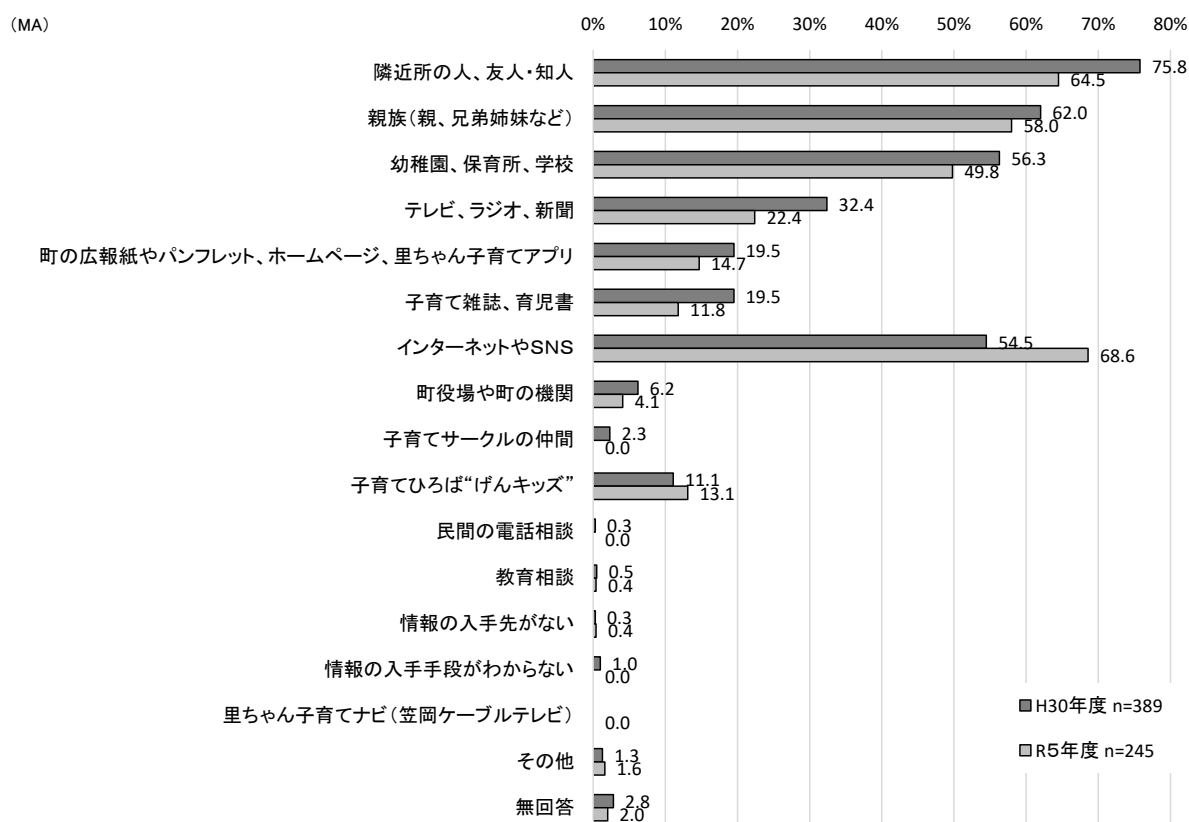
◆図 40 情報の入手しやすさ（就学前）◆



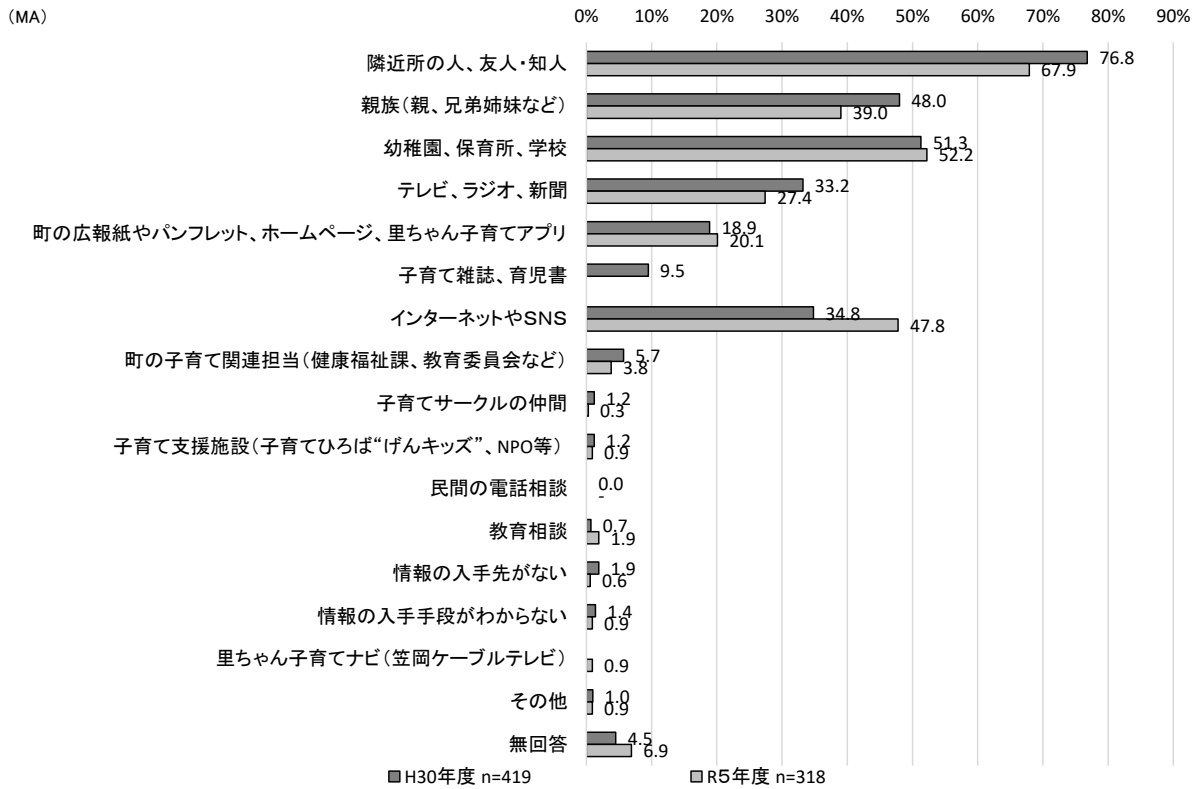
◆図 41 情報の入手しやすさ（小学生）◆



◆図 42 情報の入手先（就学前）◆



◆図 43 情報の入手先（小学生）◆



第3章 計画の基本理念

1 計画の基本理念

里庄町子ども・子育て支援事業計画がめざす子どもの育ち・子育て・子育て支援のあるべき姿として、以下の基本理念を定めます。

スローガン: 親育ち・子育て みんなで成長するまち 里庄

里庄町の子どもたちには、どんなふうに育ってほしいでしょうか。これから大人へと成長していく過程で身につけてほしいことは多々ありますが、他者に対してしっかりと挨拶ができること、そして他者を思いやり、同時に自分の意思をしっかりと伝えられることを基本として学んでほしいと考えます。

こうした子どもたちの育ちに対して、何よりもまずは父母その他の保護者（以下「親」という。）が責任を持つことが必要です。子どもは、「親」の背中を見て手本とし、成長していくからです。

しかし、経済の停滞などによる両親の働き方の多様化や核家族化、地域のつながりの希薄化といった社会状況の変化により、「親」自身の精神的・時間的なゆとりが損なわれ、子育ての仕方や「親としての役割」を学び、伝承される機会が減っていることが見受けられます。

こうした状況のなかで大切なことは、里庄町で暮らす一人ひとりの大人が子育てに関わり、「親」としての役割を果たし、地域の子どもと子育て家庭を見守っていくことだと考えます。そんなまちづくりをめざして、里庄町子ども・子育て支援事業計画の基本理念を「親育ち・子育て みんなで成長するまち 里庄」と定めます。

2 基本目標

基本理念に基づき、計画の基本目標を以下の4つに定めます。

基本目標1 子どもの心と体を育み、親によりそうまち

母子保健に関する事業や児童虐待防止に向けた取組み、食育の推進などを通じて、子どもと親が心身ともに健やかに成長することができるまちをめざします。

基本目標2 里庄に暮らすすべての子どもが心豊かに育つまち

乳幼児期や小・中学生の時期において、一人ひとりの子どもの発達に応じた教育や、多様な学びの場が提供されるよう環境づくりを進め、子どもが心豊かに育つまちをめざします。

基本目標3 みんなで子育てを支え、親と地域が成長するまち

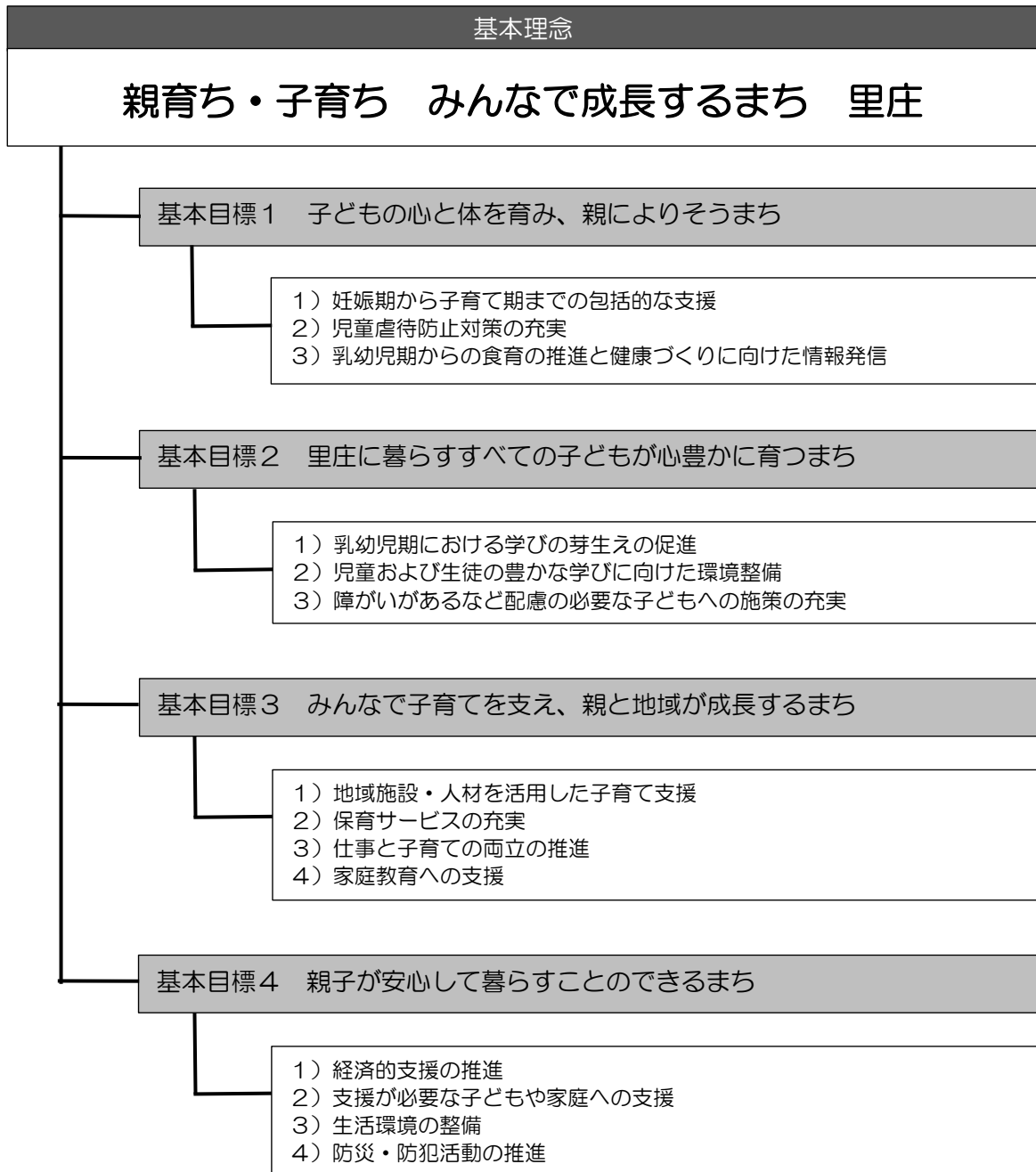
子育て支援に関する地域の団体などとの連携や保育サービスの充実、仕事と子育ての両立や家庭の教育力向上への支援など、地域で子育てを支えるまちをめざします。

基本目標4 親子が安心して暮らすことのできるまち

経済的に困窮している世帯やひとり親家庭への総合的な支援、生活環境の整備、交通安全や防犯に向けた取組みを通じて、親子が安心して暮らすことのできるまちをめざします。

3 施策体系

以下の体系に基づき、施策を展開します。



第4章 施策の展開

基本目標 1 子どもの心と体を育み、親によりそうまち

◆基本目標の方向性◆

- ・妊娠から出産、子育てにいたるまで、親の不安や悩みに寄り添えるよう相談体制の充実を図り、必要な情報提供を行うとともに、母子保健事業の充実を図ります。
- ・養育支援の必要な家庭や育てにくさを感じる親を早期に把握し、継続的な支援を実施するとともに、虐待の早期発見・早期対応に向けて、「里庄町こども家庭センター」を中心とする支援体制の強化を行います。
- ・食事が子どもたちの心身の発達に果たす役割について理解を広げ、食育の実践に結びつけていきます。

1) 妊娠期から子育て期までの包括的な支援

◆現状と課題◆

- ・アンケート調査結果より、出産・子育てについて不安を感じる割合が増加しています。不安や負担を感じた内容について、親自身の生活の変化などについて不安や負担を感じる割合が増加しており、子どもの健康だけでなく、親の心身の健康を支える取組みが求められます。
- ・令和6年4月より、児童福祉と母子保健の両機能による妊娠期からの切れ目のない支援を実施するため「里庄町子育て世代包括支援センター」と「里庄町子ども家庭総合支援拠点」を統合し、「里庄町こども家庭センター」を設置しました。
- ・井笠圏域および高梁川流域で連携して開催する婚活イベントや、おかやま縁むすびネットに関する情報を提供しています。
- ・不妊治療支援として、特定不妊治療に関する登録施設において不妊治療を受けた夫婦に対し、保険診療が適用されない場合において、治療費の一部を助成し、安心・安全な妊娠・出産のため、適切な支援を推進しています。
- ・母子健康手帳交付時には、すべての妊婦に対して保健師による面談を実施し、特定・ハイリスク妊産婦の情報を早期に把握しフォローするシステムを構築しています。また、サポートプランを作成し妊婦自身が妊娠期間中に見通しを持って生活を送れるよう情報提供や各種相談に応じています。また、妊娠届出時、新生児・乳児訪問時に出産子育て応援給付金や町独自の出産支援金事業を組み合わせ経済的支援を行っています。
- ・乳児期における支援として、生後1～4か月の間に乳児家庭全戸訪問事業を実施し、親が安心して子育てできるよう支援を行っています。
- ・乳幼児健診や歯科健診、カリオスタット検査、歯科保健指導を通じて、発育や発達の状況把握や発達障がいや虐待などの早期発見・早期支援に取り組んでいます。

- ・健診や保育相談の機会を通じて親子の状況を把握し、必要に応じて、発達などが気になる子とその親を対象とした「のびのび子育て教室」や「子育てなやみごと相談」、県の発達相談などによるフォローを行っています。
- ・子育て教室として3か月から1歳6か月までの親子を対象に、かるがも教室を行っており、子育てに関する知識の普及に加え、親同士が交流する機会を設けています。
- ・思春期保健対策として、教育相談員を配置しているほか、学校生活支援員は、幼稚園、小・中学校すべてに配置し、子どもたちの園・学校生活でのサポートにあたっています。

◆取組み内容◆

● 包括的・継続的な支援を行うネットワークの確立 （担当課：健康福祉課）

教育・保育施設、保健・医療・福祉施設、地域子育て支援拠点などとの連携体制を整えます。

● 妊娠期から出産、子育てまでの円滑なサービス利用支援 （担当課：健康福祉課）

「里庄町こども家庭センター」を中心に、妊娠期から子育て期にわたる子育てを取り巻く様々な相談に対応します。また、多様なニーズの受け皿として、地域資源を開拓していきます。

● 結婚支援 （担当課：企画商工課）

カップリングパーティーを井笠圏域3市2町で企画・運営し、男女の出会いの場を提供します。岡山県が実施する「おかやま縁むすびネット」を活用した特設会場を設けるなど出会いの場の提供や結婚支援を継続していきます。

● 不妊治療支援 （担当課：健康福祉課）

公益社団法人日本産婦人科学会登録医療機関のうち特定不妊治療に関する登録施設において不妊治療を受けた夫婦に対し、治療開始時に年齢または回数制限により保険診療が適用されない場合において、町独自で治療費の一部を助成します。今後もより安心・安全な妊娠・出産のため、適切な支援を推進するとともに、広報などで周知を図ります。

● 母子健康手帳の交付 (担当課：健康福祉課)

妊娠早期から、妊娠、出産、育児についての自覚を持ち、この時期に必要な情報を得て安心して子どもの出生を迎えることができるよう、保健師による面接の実施や妊婦に対するサポートプランの作成を通し、各種相談に応じていきます。また、出産子育て応援給付金や町独自の出産支援金などの経済的支援も組み合わせていきます。今後、国の政策に沿って母子手帳のデジタル化を行い、町民の利便性を高めます。

● 妊婦等包括相談支援事業・伴走型相談支援事業 (担当課：健康福祉課)

妊産婦や配偶者に対して電話連絡や面談を行い、妊婦本人や周囲の状況の把握を行うとともに、必要な情報の提供や相談支援など安心して出産・子育てができるよう支援を行います。

● 産後ケア事業 (担当課：健康福祉課)

産後1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどのきめ細かい支援を充実するため、宿泊または日帰りで心身のサポートや育児指導を受けることができるよう、委託機関の拡充などを図ります。

● 妊産婦健康診査の充実 (担当課：健康福祉課)

母子健康手帳交付時に、妊産婦健康診査を受ける際の経済的な負担軽減を図る助成券を配付し、公費助成を行います。里帰り出産などで県外の医療機関を受診した方については、償還払いで対応しています。また、産後うつや虐待予防などを図るため、妊産婦健康診査の費用を助成し受診を促すとともに、妊産婦健康診査で特定・ハイリスク妊産婦の情報を得た場合は、適切な支援に結びつけるなど、支援体制の強化を図ります。

● 妊産婦保健指導 (担当課：健康福祉課)

妊娠、出産、子育てに関する必要な保健指導を、保健衛生面の指導だけではなく、その家庭環境や生活環境からみて、妊産婦の健康の保持、増進に関する日常生活全般にわたる指導、助言を妊産婦とその家族に対して行います。また、妊婦面接により特定・ハイリスク妊産婦を把握し、マタニティ教室などの事業の紹介に努め、若年、高齢妊産婦、シングルマザーや外国人などが安心して出産、子育てができるよう、支援を行います。

● 乳児家庭全戸訪問事業

(担当課：健康福祉課)

新生児から乳幼児期は、親子の愛着形成がとくに重要な時期とされており、この時期の親子のかかわりがその後の子どもの成長発達に大きな影響を及ぼす可能性があります。保健師が家庭訪問し親の気持ちに寄り添いながら、子育ての不安だけでなく、その他の問題も含めて不安や悩みを聞き、子育て支援に必要な情報提供を行い、適切なサービス提供に結びつけるために、乳児家庭全戸訪問事業を実施します。また、愛育委員会の協力により、生後6か月頃の乳児のいる家庭への訪問を実施し、地域における支援体制を強化します。

● 乳幼児健康診査

(担当課：健康福祉課)

3～5か月、1歳、1歳6か月、3歳の時期に乳幼児健診を実施します。愛育委員会の協力による身体計測、問診、小児科医師による診察、歯科医師による歯科健診・歯科指導を行うほか、離乳食や食事について、管理栄養士による相談を原則全員に行います。発育や発達の状況を的確に把握し、発達障がいや虐待などについて早期発見・早期支援を図るため、職員への研修や手引きを通じて理解を深め、健診体制と保健指導の向上を図ります。また、引き続きフォローが必要な場合には、精密検査や集団教室、専門機関への紹介など適切な対応を行います。

それに加え、健診の効率性を向上させ市民の利便性を高めるために、問診・受診結果などのデジタル化を図ります。

● 歯科保健対策

(担当課：健康福祉課)

小児歯科医師の協力により、歯科保健管理システムを確立しています。1歳、1歳6か月、2歳、2歳6か月、3歳、4歳、幼稚園、小・中学校を対象に歯科健診やカリオスタット検査、歯科保健指導を行います。幼稚園、小・中学校では、クラスごとに歯科指導を行うなどきめ細かい指導を行います。乳幼児歯科健診時にはフッ素塗布を行い、むし歯予防に努めるとともに、歯科健診でフッ素塗布ができることを周知し、受診を促します。また、歯科のみでなく正しい食生活を身につけるため、食生活全体を含めた指導を推進します。

● 相談事業

(担当課：健康福祉課)

子育てについて気軽に相談でき、発育や発達、離乳食についての不安を解消するために、保健師や管理栄養士、子ども家庭支援員による保育相談を行います。乳幼児健診や保育相談、子育て悩み事相談の機会を活用し、不安の解消や発達障がいなどへの早期対応を行い、のびのび子育て教室や療育へと支援をつなげていきます。また、幼稚園教諭や保育士が発達障がいなどへの対応方法を学び、地域における支援体制の充実を図るため、幼稚園教諭や保育士に対して特別支援教育研修を実施しており、今後も外部より指導員を招き、保育者の資質向上を図ります。

● 子育て教室の開催 (担当課：健康福祉課)

3か月から1歳6か月までの親子を対象に、かるがも教室を行います。離乳食や子育て、応急手当についての知識の普及に加え、親同士が交流する機会を設けることで仲間づくりの場を提供します。親のニーズを把握し、親が実践的に取り組むことができるプログラムを実践することで、参加者の増加につなげます。

● 予防接種 (担当課：健康福祉課)

適切な時期に接種が受けられるように、妊娠届時に問診票セットを配布しています。また、乳児訪問、乳幼児健診時に個別に説明を行っていきます。今後も定期予防接種については継続して積極的に接種勧奨を行います。また、子育てアプリを活用し、適切な時期に接種を受けられるようにしていきます。

● 子育て短期支援事業 (担当課：健康福祉課)

親の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて一定期間養育・保護を行います。

● 思春期保健対策 (担当課：健康福祉課・教育委員会)

教育相談室や生活支援員を充実させるほか、精神科医による心の健康相談を実施しメンタル面のサポートを行うなど、落ち着いた学校生活と子どもたちの成長に伴う課題へのフォローを行っていきます。また、性教育や禁煙教育、薬物乱用防止に関する保健指導も継続して行います。関係課などと連携しながら取組みを進めます。

2) 児童虐待防止対策の充実

◆現状と課題◆

- ・児童虐待に関する相談件数は全国的に増加傾向にあり、虐待により子どもの命が失われる事件も後を絶たない状況です。また、虐待を受けた子どもは、心身の発達や人格形成、その後の人生にも大きな影響が及ぶ可能性があります。
- ・虐待への予防的対応から、個々の家庭に応じた切れ目のない子育て支援のために、令和6年度に「里庄町こども家庭センター」を開設し、支援が必要と思われる子ども・子育て世代、妊娠婦への新たな支援体制整備に取り組んでいます。
- ・本町では、妊娠届出時や乳児家庭全戸訪問、愛育委員による「すくすく赤ちゃん訪問」や地域の乳幼児を持つ親子への声かけ、乳幼児健診や町内の園や学校への巡回や訪問などで、虐待のおそれのある子どもの早期発見に努めています。また、「里庄町要保護児童対策地域協議会」として、実務者会議を年2回、代表者会議を年1回、ケース会議を適時開催しており、要保護児童の情報共有および対策や支援の検討を行っています。今後は、新たに開設した「里庄町こども家庭センター」を中心に体制を強化し、関係機関と連携を図りながら、虐待の早期発見・早期対応に努めていく必要があります。

◆取り組み内容◆

● 発生予防のための事業の充実

(担当課：健康福祉課)

妊婦等包括相談支援事業・伴走型相談支援事業による保健師の妊婦面接や妊娠中に電話連絡をすることで、養育支援が必要な家庭を早期に把握し、必要な支援を行います。また、乳幼児健診や保育相談時に、身体状況や発育・発達を確認し、子育てに関する相談・指導を行うほか、発達障がい児およびその親への適切な支援が行えるよう幼稚園教諭や保育所に対して特別支援教育研修を実施します。

● 早期発見、対応の徹底

(担当課：健康福祉課)

妊娠届出時や訪問、乳幼児健診などの場で虐待の早期発見に努めます。要保護児童対策地域協議会支援事業を活用し、通告から支援までの流れを見直し、体制を整備します。今後も虐待の通告があったときには早急に子どもや家庭状況を把握し、子どもの安全確認を行うとともに、必要に応じて児童相談所に連絡し対応を協議します。ハイリスク児や支援が必要な家庭に対しては、訪問や関係機関との定期的な情報共有を行い支援していきます。また、幼稚園教諭や保育所に対しての特別支援教育研修の実施に加え、児童虐待や相談窓口について町民に対して広く周知していきます。

- 要保護児童対策地域協議会

(担当課：健康福祉課)

「里庄町要保護児童対策地域協議会」を開催し、学校、保健所、幼稚園および保育所、警察、児童相談所、民生委員などの関係機関と連携し、個別のケース会議などの開催を通して、情報共有を図りながら協力して支援します。今後は、定期開催となった実務者会議のさらなる充実と体制強化を図ります。

- 子育て世帯訪問支援事業

(担当課：健康福祉課)

虐待リスクの低減に向けて、家事・子育てなどに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭を訪問し、不安や悩みへの対応や、家事・子育てなどの支援を行う子育て世帯訪問支援事業の実施に努めます。

3) 乳幼児期からの食育の推進と健康づくりに向けた情報発信

◆現状と課題◆

- ・ 幼児期に身につけた正しい食習慣が一生の健康の土台を作ります。また、食は命をつなぐだけではなく、健全な食生活を実践しておいしく食べることは、人生における楽しみや喜び、人と人とのコミュニケーションなど様々な場面で、人生を豊かにする重要な意味を持ちます。乳幼児の生活リズムを左右する親自身が、生活習慣の乱れによって生じる生活習慣病についての知識を得て、妊娠期からその予防方法を学べるよう啓発を行います。
- ・ 本町では、生活習慣病予防や子どもの食育についての健康教育、栄養教室など食育推進の強化を図っています。
- ・ 健康づくりに関する知識の普及、啓発として、広報紙や子育てアプリ、各種パンフレットの配布、乳幼児健診時に全員対象の個別栄養相談などを行っています。生活習慣の多様化に伴い、個々に合わせた支援が必要となっています。
- ・ 「子育て応援し隊」が中心となり、ランチパーティなど子育て世代の親子のふれ合いや父親の育児参加を促進するための事業を実施しています。

◆取組み内容◆

● 栄養教室 (担当課：健康福祉課)

生活習慣病予防や健康づくりに向けた健康教育・調理実習を実施します。また、ライフステージに応じた食育を推進するため、内容の充実を図ります。しかし、若い世代の参加が少ない現状もあり、今後は若い世代が参加しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

● 乳幼児健康診査 (担当課：健康福祉課)

子どもたちの将来の健康的な体づくり、食習慣づくりのために乳幼児期の子どもを持つ親へ食に関する個別相談を管理栄養士が行い、家庭での食育を推進します。

● マタニティ教室・子育て教室の開催 (担当課：健康福祉課)

妊娠中から乳幼児期にかけて、栄養に関する知識と実践力を身につけ望ましい食習慣を確立するため、栄養指導を充実します。

● 広報活動 (担当課：健康福祉課)

町のホームページや広報紙、子育てアプリについても、親が興味をもって読めるように内容を充実させます。

基本目標2 里庄に暮らすすべての子どもが心豊かに育つまち

◆基本目標の方向性◆

- ・ 幼稚園や保育所、また家庭や地域での遊びを通じて、子どもたちが学びの基礎を培うことができるよう、幼児教育の充実に努めます。
- ・ 幼児期における教育の質の向上や非認知能力の向上を通じて、豊かな人間性を育みます。
- ・ 学校に地域が参画し、地域の中で子どもが豊かな経験のできる環境づくりを進めます。
- ・ 一人ひとりの子どもにとっての「最善の利益」を考え、支援を推進します。

1) 乳幼児期における学びの芽生えの促進

◆現状と課題◆

- ・ ブックスタート事業として、家庭で0歳児から絵本に親しむことができるように、絵本のプレゼントと啓発活動を実施しているほか、図書館で「おはなし会」を実施しています。

◆取組み内容◆

● ブックスタート事業

(担当課：教育委員会)

家庭で0歳児から絵本に親しむことができるように、赤ちゃんの名前が入った絵本袋のプレゼントと啓発活動を実施して、図書館に来たことがない親に来てもらうための取組みをしています。このほか、絵本の楽しさを知ってもらうために、図書館で「おはなし会」を実施しています。今後も子どもの成長段階に合わせ、子どもと本をつなげるためのさまざまな行事やサービスを展開していきます。

2) 児童および生徒の豊かな学びに向けた環境整備

◆現状と課題◆

- ・教育相談員を配置し、子どもたちの成長に伴った課題について相談を行っています。
- ・学校生活支援員を幼稚園、小・中学校すべてに配置し、園児・児童・生徒の学習活動や体験活動を支援しているほか、小・中学校連携については、中学校へのスムーズな移行を図るとともに、中1ギャップの解消を図っています。
- ・青少年の健全育成として、7月・11月に青少年健全育成街頭キャンペーンなどの事業を実施しています。
- ・計算をしたり、文字の読み書きをしたりする力を示す「認知的能力」に対し、コミュニケーション力、思いやり、忍耐力、自信、自尊感情、意欲など、生きていくうえで大事に育てていかなければならない力を「非認知能力」として、その育成の重要性が高まっています。学校教育においても、子どもの「非認知能力」を伸ばす、自覚的な学びを育てる取り組みが必要となっています。
- ・アンケート調査結果より、スマートフォンを持つ子どもが増加しています。テレビ・ビデオやゲームの視聴時間についても前回のアンケート調査結果と比較して増加しています。スマートフォンへの依存やSNSトラブルなどが社会問題となる中で、電子機器やインターネットを適切に利用し情報を活用できるよう、情報モラル教育に取り組むことが重要です。

◆取り組み内容◆

● 教育相談員配置事業

(担当課：教育委員会)

町内幼稚園、小・中学校との連携のもとに、子どもの教育上の問題に関する相談を実施しています。経験豊かな教育相談員を配置し、現在はむつみ会館を拠点に週3回の教育相談を実施しています。今後も一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を充実していきます。

● 学校生活支援員事業

(担当課：教育委員会)

幼稚園、小・中学校に生活支援員を配置し、学習活動、遊びや体験活動を支援します。今後も継続して支援員を配置し、効果的な授業や体験活動に向けた支援を充実していきます。

● さとしょう未来塾 (担当課：教育委員会)

子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、子どもたちの安心・安全な活動拠点づくりを推進します。現在は小・中学生などを対象に、冒険キャンプや暁天座禅、昔遊びなどの体験活動を行う「里ちゃんチャレンジ・ワールド」や、自学自習による学習習慣化を目的とした「里ちゃん寺子屋」を土・日曜日や長期休暇中に実施しており、今後も活動を通して、人間関係や集団生活の中で協力することの大切さを学ぶことができるよう継続して実施します。

● 里庄町青少年健全育成事業 (担当課：教育委員会)

青少年の健全育成を図ることを目的として、子ども安全パトロール、青少年健全育成街頭キャンペーンなどの事業を展開します。

● 非認知能力を高める取組み (担当課：教育委員会)

子どもたちに学力だけでなく人間力を培い、社会によりよく適応できるように、子どもたちの教育の場で非認知能力を育てる取組みを進めます。周囲の大人が子どもの心によりそい、楽しいことや好きなことに集中することを通して、それぞれの課題の解決に向けて、計画的に学んでいく工夫を支援します。これらの非認知能力を高める取組みにより、子どもたちの未来の可能性を広げ、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラムの実施に努めます。

● 情報モラル教育の推進 (担当課：健康福祉課・教育委員会)

スマートフォンやゲーム機などの電子機器の適度な利用に向けて、一日の利用時間や依存しない使い方などの周知に努めます。また、インターネットなどを通じたトラブルに巻き込まれることのないよう、情報モラル教育の推進に努めます。

3) 障がいがあるなど配慮の必要な子どもへの施策の充実

◆現状と課題◆

- ・発達障がい者支援コーディネーターを配置し、個別支援計画の作成や連絡会議を開催し、療育への橋渡しを行い、スムーズな就学に向けてのサポートを実施しています。また、発達障がい者支援コーディネーターによる教職員の研修を行っています。
- ・町内では令和2年4月に児童発達支援事業所および放課後等デイサービス「発達支援センターさとしょう」が開設されました。また、令和5年4月には里庄町社会福祉協議会により放課後等デイサービス事業所である「里庄町放課後等デイサービス事業所「ぽかぽか」」も開設され、障がいのある子どものライフステージに応じた切れ目のない支援ができています。
- ・計画相談支援事業所「里庄町社会福祉協議会障害福祉相談支援事業所「HAPPY クローバー」」が令和6年8月に開設され適切なサービスが受けられるよう連携を図っています。
- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置とコーディネーターの配置が今後の課題となっています。
- ・必要に応じて小・中学校に、自閉・情緒障がい特別支援学級と知的障がい特別支援学級を設けるとともに、障がいのある子どもが通常学級でも安心して過ごせるように生活支援員の配置を充実させています。
- ・生活支援員については、小学校に加え、中学校の特別支援学級にも配置を進めました。

◆取組み内容◆

● 障がい児施設との連携

(担当課：健康福祉課・教育委員会)

障がいがあるなど配慮の必要な子どもやその家族が、その子どもに合った施設の利用ができるよう、教育委員会や健康福祉課にて相談対応や情報提供を行うとともに、教育・保育施設や関係機関との連携を図ります。令和2年4月に児童発達支援事業所および放課後等デイサービス「発達支援センターさとしょう」が開設されました。また、令和5年4月には里庄町社会福祉協議会により放課後等デイサービス事業所である「里庄町放課後等デイサービス事業所「ぽかぽか」」が、令和6年8月には計画相談支援事業所「里庄町社会福祉協議会障害福祉相談支援事業所「HAPPY クローバー」」が開設され、適切なサービスが受けられるよう連携を図ります。

また、発達障がい者への支援機能の充実・強化を目的とした発達障がい者支援コーディネーターを配置し、親や教員の相談対応を行います。幼稚園や保育所、放課後児童クラブ（学童保育）などにおける受け入れを推進します。

● 学校での支援

(担当課：教育委員会)

幼稚園や小学校に生活支援員を配置し支援を行います。また、学校内に特別支援学級を設置し、支援を行っていきます。

- 保育所での支援

(担当課：健康福祉課)

町内保育所に障がい等により配慮が必要な子どもに対応するため、保育士を加配しています。また、保育士が発達障がいなどへの対応方法を学び、地域における支援体制の充実を図るため、保育所に対して特別支援教育研修を実施しており、今後も外部より指導員を招き、保育者の資質向上を図ります。

- 共生社会の形成に向けた取組みの推進

(担当課：健康福祉課・教育委員会)

障がいのある子どももそうでない子どもも、できるだけ同じ場でともに学ぶことができるように努めます。さらに、障がいのある子どもの周囲の大人や子ども、地域住民への啓発や教員への研修などを進めます。啓発用のポスターやパンフレットによる情報提供を行うとともに、町主催の行事に参加しやすくなるよう工夫するなど、交流の場を増やします。

基本目標3 みんなで子育てを支え、親と地域が成長するまち

◆基本目標の方向性◆

- ・子育てに対する職場の理解や男性の育児参加の促進、親の働き方改革を見据えた地域での支援体制や地域の人材を活用した活動の充実など、父母ともにゆとりを持った子育てができるよう支援を強化します。
- ・病児・病後児保育や一時預かりなど、多様な保育サービスの充実を図ります。
- ・家庭の教育力向上に向けた取組みを、行政や地域が一体となって推進します。

1) 地域施設・人材を活用した子育て支援

◆現状と課題◆

- ・子育て交流の場の提供と交流の促進を中心に月曜日から金曜日の週5日、子育てひろば「げんキッズ」を開催しています。毎月、季節行事や託児を設けて育児疲れを解消するため、講座や行事を6種類ほど行っています。行事のない通常の子育てひろば開所時はデイリープログラムと称し、読み聞かせや手遊びを中心とした行事を毎日行っています。令和5年度の1日平均利用親子数は12.0組でした。
- ・子育て世帯と地域の方との交流イベント「里庄マルシェ」を年1回開催しています。
- ・愛育委員会の取組みとして、地域の乳幼児を持つ親子への声かけや、乳幼児健診、育児学級での手伝い、生後6か月頃の乳児を対象としたすくすく赤ちゃん訪問を行っています。

◆取組み内容◆

- 子育てひろばの充実 (担当課：健康福祉課一里庄町社会福祉協議会に委託)

子育て支援ボランティア「フレンズ」の協力のもと、里庄町社会福祉協議会により中央公民館を活用した子育てひろばを月曜日から金曜日の週5日開催します。利用環境を整備するとともに、親子で気軽に参加し、親同士が交流でき、子育てに関する情報提供を行うなど、子育てを楽しめる場を提供します。また、「地域で子育てを」を合言葉に、地域住民との交流イベントの促進を進めます。

支援が必要と思われる家庭については、必要に応じて里庄町社会福祉協議会や「里庄町こども家庭センター」など関係機関との連携・協働を図ります。

乳幼児健診などの機会を活用し、子育てひろばの存在を知らない家庭に子育てひろばのことを知っていただけるよう周知を徹底します。また、子育てひろばの職員より得た情報を参考に、各種健診で気になる児童の早期発見・フォローにつなげます。

● 愛育委員会の活動支援と連携

(担当課：健康福祉課)

愛育委員会では、地域の乳幼児を持つ親子への声かけや、すくすく赤ちゃん訪問、乳幼児健診、育児学級での手伝いなどを行っています。引き続き、愛育委員と連携しながら、乳幼児の健やかな成長を支援するとともに、気がかりな母子の早期発見につなげます。

2) 保育サービスの充実

◆現状と課題◆

- ・就学前の子どもを持つ保護者へのアンケート調査では、前回調査と比較して子育てしやすいと思う割合が減少しており、就学前児童を対象とする保育サービスの充実が特に課題となっています。
- ・共働き世帯の増加に伴い、保育所や幼稚園預かり保育、放課後児童クラブ（学童保育）のニーズが増加しています。一方で、保育士や指導員など人材の確保が課題となっており、親のニーズに対応できるよう様々な人材確保の取組みを進めています。
- ・井笠管内での広域入所協定締結により令和5年度から広域入所要件が緩和され、待機児童は解消されました。しかし町内2か所の保育所では保育士不足により、受入可能児童数が入所希望児童数を下回る状況が続いています。
- ・保育士確保のため、令和4年度から保育士就職支援事業と大学訪問を実施し、令和5年度より町内保育所で就労する保育士の最優先入所（町外在住保育士含む）、町内保育所で就労する町内在住保育士の子に係る保育料無償化、町内保育所で就労する看護師・子育て支援員の優先入所を行っています。また、保育士業務負担軽減のため、令和5年度に町内保育所に対しICT化推進事業（ICT化を行う保育所に対する補助）、保育体制強化事業（保育に直接関わらない保育補助業務（配膳準備・寝具の片付けなど）を行う者の雇用に対する補助）を開始しました。
- ・幼稚園預かり保育については、近年、東西幼稚園において利用者が35名～45名で推移しており、今後も利用ニーズが続くものと考えられます。
- ・一時預かり事業については、子育てひろばや乳幼児健診での事業周知や、LINEなどのSNS活用で広く知られるようになり、一時預かり登録者および実利用者は年々増加し続けています。核家族の利用が多く、利用の理由としては育児疲れの解消を目的としたリフレッシュが最も多く、次いで医療機関の受診となっています。
- ・病児・病後児保育事業については「岡山県病児保育事業実施施設の相互利用に関する協定」により県内協定締結市町村の施設の広域利用が可能です。
- ・放課後児童クラブ（学童保育）については、東西両小学校区に設置されている放課後児童クラブ（学童保育）ともに6年生までの受け入れができる体制を構築しています。一方で、指導員の確保などが課題となっています。

◆取組み内容◆

● 保育所

(担当課：健康福祉課)

町内2か所の保育所では、保育士不足により、保育所利用希望者数が入所可能者数を上回る状況が続いています。引き続き、保育士の業務負担の軽減や効率化、保育士が就業しやすい環境づくりに努め、人材の確保に取り組むとともに、待機・保留児童の解消に努めます。

各種申請については、マイナポータルでの電子申請も可能となっており、今後も市民の利便性を高めるためデジタル化を図ります。

● 延長保育事業

(担当課：健康福祉課)

町内2か所の保育所で、利用時間前後に、親の就労などの理由で家庭での保育が困難となる園児を開園時間内で保育しています。今後も継続的・安定的な実施のため保育士等の確保や環境整備を図ります。

● 幼稚園預かり保育

(担当課：教育委員会)

幼稚園に通園する園児のうち、幼稚園終了後や長期休暇中に、親の就労などの理由で家庭での保育が継続的または一時的に困難となる子どもの保護・育成を図るため、遊びを主とする保育活動を行います。現在は東西両幼稚園で実施しており、今後も継続的・安定的な運営に向けて指導員の確保や施設整備を図ります。

● 一時預かり事業

(担当課：健康福祉課—里庄町社会福祉協議会に委託)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業であり、子育てひろば「げんキッズ」にて実施しています。目標事業量などの詳細を第5章に掲載しています。施設の現状により、受け入れ人数を増やすことが難しい状況ですが、受け入れ時に利用者と相談し、時間帯の変更を行うなど受け入れができるよう配慮します。また、SNSなどを活用した周知を徹底し、支援が必要な人が利用できるよう努めるとともに、利用しやすい事業内容となるよう必要に応じて見直しを行います。

- 病児・病後児保育事業

(担当課：健康福祉課)

病児や病気の回復期にある子どもについて、病院・保育所などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育などを実施する事業です。町内では実施していませんが、岡山県内の町外施設の広域利用が可能となっており、利用できる病児・病後児保育事業所も増加しています。アンケート調査結果より、病児保育事業の未就学児の利用希望が38.2%であることにに対し、利用者が1人と差が大きいいため、利用可能施設や利用方法などについて周知に努め、利用促進を図ります。

- 乳児等通園支援事業

(担当課：健康福祉課)

保育所などに通っていない0歳6か月～2歳までの乳児が、親の就労状況に関わらず月一定時間まで保育所などを利用できる「乳児等通園支援事業」の開始に向け、体制整備を行っていきます。

- 井笠管内における保育所等の広域利用

(担当課：健康福祉課)

令和5年度より笠岡市・井原市・浅口市・矢掛町・里庄町で「井笠管内における保育所等の広域利用に関する協定」による広域利用の要件緩和を実施しています。この協定により、ニーズに応じて井笠管内の保育所などの利用ができるようになっています。今後も親のニーズに応じて保育所などを選択できるよう、広域利用を可能とする体制の維持に努めます。

- 放課後児童クラブ（学童保育）

(担当課：教育委員会)

親が共働きなどの理由で日中家庭にいない小学校児童を対象に、放課後や長期休暇中の安心・安全な生活の場として開所しています。現在は各小学校区で実施しており、今後も利用希望に応じて、継続的・安定的な運営を行うため指導員の確保や施設整備を進めていきます。

3) 仕事と子育ての両立の推進

◆現状と課題◆

- ・アンケート調査結果より、働きながら子育てをする親は増加しており、仕事と子育ての両立支援のニーズが高まっていることがうかがえます。育児休業についても、利用している割合は前回調査と比較して高くなっていますが、母親と父親を比較すると、父親の育児休業取得率は低い状況となっています。
- ・国においては、労働時間上限の規定や雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保、産後パパ育休の創設や育児休業給付の引き上げなど、様々な両立支援が行われています。岡山県においても仕事と子育ての両立に向けた、事業主に対する支援が行われています。一方で、こうした制度が十分に認知・反映されていない問題があります。
- ・仕事と家庭の調和の推進に向けて、企業における働き方改革への理解を深めるため、広報紙への掲載やチラシの配布などでの啓発を行っています。また、時間外勤務の縮減や多様な働き方の推進に取り組む事業者の広報・周知を行っています。
- ・男性の家事・育児参加に向けて、広報紙などへの掲載やチラシ配布などでの広報をはじめ、男女共同参画週間に、役場・図書館において、パネル展示を行っています。

◆取り組み内容◆

● 職場環境の整備

(担当課：企画商工課)

事業主などへ、従業員の働き方への理解を深めていただけるよう、引き続き広報活動を実施するとともに、先進的な取り組みを行う事業所の事例の提供や法改正などに関する周知を行い、事業所における時間外勤務の縮減や多様な働き方の普及を促進します。

● 男性の家事・育児の推進

(担当課：企画商工課)

男性の家事・育児などの参加への意識が高まるよう、広報紙などの広報媒体を活用し、情報提供を行っています。また、男女共同参画週間に、役場・図書館において行うパネル展示も継続します。

● 育児休業などの利用に関する周知啓発

(担当課：企画商工課)

産後パパ育休や育児休業給付などの子育てと仕事の両立を支えるための支援制度について、制度の創設や改正について周知を徹底し、状況に応じた柔軟な活用を促します。

4) 家庭教育への支援

◆現状と課題◆

- ・ 小学校入学前の子どもを持つ親に対して、「親育ち応援学習プログラム」を実施することで、保育所・幼稚園の親が一堂に会し、子育てに関する様々な悩みを共有・解決しています。
- ・ 中学校入学前の親に対しては、「思春期子育て講座」を開催し、家庭における教育力の向上に取り組んでいます。

◆取組み内容◆

● 子育て講座

(担当課：教育委員会)

家庭教育と地域の子育て支援のあり方を啓発し、家庭の教育力の向上をめざすとともに、地域での子育てを支援します。就学時健康診断や中学校入学説明会を利用した子育て講座の開催、「親育ち応援学習プログラム」など親のライフステージに応じた学習機会を提供します。また、親子がともに参加できるイベントの開催や、子育て中の親同士が集まって子育てに関する悩みを共有したり、解決策を考えたりできる場づくりを検討していきます。

5) こどもまんなか社会の実現

◆現状と課題◆

- ・令和5年に閣議決定された「こども大綱」では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会として「こどもまんなか社会」を目指すことが示されました。
- ・こどもまんなか社会の実現に向けては、あらゆる場面で子どもの権利が尊重されるよう意識啓発に取り組むとともに、子どもが意見を表明しやすい機会を確保することが重要です。

◆取組み内容◆

- こどもまんなか社会の周知啓発 (担当課：健康福祉課・教育委員会)

「こども基本法」や子どもの権利について周知・啓発を行い、子どもの権利が尊重される環境づくりに取組みます。

- 子どもの意見の把握 (担当課：健康福祉課・教育委員会・企画商工課)

子どもの意見を聞くことのできる機会の確保に努め、子どもに関係する施策などについては可能な範囲で子どもの意見の反映に努めます。

基本目標 4 親子が安心して暮らすことのできるまち

◆基本目標の方向性◆

- ・子育てにかかる費用負担の軽減や経済的に困窮している家庭・ひとり親家庭への自立支援を、今後も充実していきます。
- ・貧困が世代を越えて連鎖することがないよう、子どもと子育て家庭を総合的に支援します。
- ・妊産婦や小さな子どもを連れた家庭を温かく見守る、周囲の理解・配慮を促進します。
- ・“交通事故ゼロ” “犯罪ゼロ” をめざし、だれもが住みやすく、安心して暮らせるまちをつくれます。
- ・子どもが地域で安心・安全に生活することができるよう、防犯・災害対策に取り組めます。

1) 経済的支援の推進

◆現状と課題◆

- ・物価高騰が続く中、安心して子育てをするためには経済的支援が重要となっています。国でも児童手当の拡充など様々な経済的支援が打ち出される中で、本町では高校生世代までの子ども医療費の助成、妊婦や3歳以下の子の親へのタクシーチケット交付など、様々な経済的支援に取り組んでいます。
- ・妊娠届出時、新生児・乳児訪問時に出産子育て応援給付金や町独自の出産支援金事業を組み合わせて経済的支援を行っています。
- ・子育て家庭における経済的な負担感の軽減に向けた取り組みとして、子ども医療費の助成や児童手当の制度を継続して実施しています。
- ・令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化がスタートし、保育所、幼稚園を利用する3歳から5歳までのすべての子どもおよび0歳から2歳の子どものうち非課税世帯の子どもの保育料が無料になりました。これに加え、本町独自の施策として、2人目保育料無料の施策を実施しています。今後も継続して実施し、経済的負担の軽減を図ります。
- ・令和5年12月より井笠圏域に出産を取り扱う医療機関がなくなっており、医療の充実や妊産婦の負担軽減に取り組む必要があります。

◆取り組み内容◆

● 子ども医療費助成

(担当課：健康福祉課)

疾病の早期発見・早期治療を促進するとともに子どもの健やかな成長に寄与するため、保険診療の医療費の自己負担額を助成しています。助成対象年齢を令和4年10月から高校生世代までに引き上げており、今後も継続して事業を実施していきます。

● 児童手当 (担当課：健康福祉課)

次代を担うすべての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化するため、令和6年10月より、所得制限の撤廃や支給期間を高校生世代まで延長、第3子以降の増額を行うなど、より一層子育て世帯への経済的支援に取り組めます。

また児童手当の手続きはマイナポータルでの電子申請も可能となっており、今後も市民の利便性を高めるためデジタル化を図ります。

● 子育て世帯応援タクシー料金助成事業 (担当課：企画商工課)

検診・通院などのためにタクシーを利用する妊婦および3歳以下の子の親の身体的および経済的な負担を軽減することを目的に、タクシー料金を助成するタクシーチケットを交付します。

● 出産子育て応援給付金・出産支援金事業 (担当課：健康福祉課)

妊娠届出時、新生児・乳児訪問時に出産子育て応援給付金や町独自の出産支援金事業を組み合わせる経済的支援を行っていきます。

● 保育料の支援 (担当課：健康福祉課)

幼児教育・保育の無償化に加え、町独自の施策として継続し、0歳から2歳の子どもの保育所などにおける2人目からの保育料を無料とし、経済的負担の軽減を図ります。

2) 支援が必要な子どもや家庭への支援

◆現状と課題◆

- ・岡山県の母子・父子自立支援員や就労支援員などと連携しながら、今後も経済的に困窮している家庭やひとり親家庭に対し、親の就労支援や子育て支援などを行い、生活の安定と児童の健全育成に取り組めます。また、「里庄町こども家庭センター」を中心に、ヤングケアラーや外国人などへの包括的な支援にも取り組んでいきます。
- ・児童扶養手当の支給をはじめ、ひとり親家庭医療費助成や母子父子寡婦福祉資金貸付の制度は、岡山県と連携して継続して実施し、ひとり親家庭などの経済的負担感の軽減に取り組んでいきます。
- ・低所得世帯の妊婦が経済的な理由で妊娠判定のための受診をためらうことがないように、初回の産科受診料を助成しています。

◆取り組み内容◆

● 子育て支援、生活の場

(担当課：健康福祉課)

岡山県の母子・父子自立支援員・就労支援員などと連携しながら、経済的に困窮している家庭やひとり親家庭における親の就労支援や子育て支援などについて相談を今後も継続して行うことにより、生活の安定と児童の健全育成を図ります。

● 経済的支援

(担当課：健康福祉課・教育委員会)

所得が一定以下のひとり親家庭などに対し、児童扶養手当を支給します。また、岡山県と連携しながら、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けや、ひとり親家庭医療費の助成を行って医療機関に支払う自己負担額の助成を今後も継続して行います。経済的な理由により就学困難な児童生徒の親に対し、学校で必要な費用の一部を援助する就学援助制度も実施します。

● 子どもの貧困対策の推進

(担当課：健康福祉課・教育委員会)

すべての子どもが家庭環境に左右されることなく、能力・可能性を伸ばすことができるよう、県のスクールソーシャルワーカーなどの派遣事業を活用し、配置するとともに、学校と福祉関係団体などとの連携、生活保護世帯やひとり親世帯の学習支援などを通じて、学力向上に向けた取り組みを行います。また、「里庄町こども家庭センター」でも様々な相談に応じ、里庄町社会福祉協議会フードバンク活動と連携した食料支援や、就学・進学の相談・支援を行っていき、必要に応じて関係機関へとつないでいきます。

生活の基礎を支えるための親の就労など生活支援の強化をはじめ、住宅支援などの生活の安定と自立の促進、家庭教育が行える環境整備などの児童の福祉の増進を図るための支援を行います。

● ヤングケアラーへの支援

(担当課：健康福祉課)

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を子どもが日常的に行う「ヤングケアラー」の問題が、全国的に顕在化しています。ヤングケアラーの支援にあたっては、周囲の人が気づき支援につなげるアウトリーチの支援が重要となることから、教育機関や地域など子どもと関わるあらゆる関係機関などとの連携によりヤングケアラーの発見に努めるとともに、福祉、介護、医療、教育などの関係者が分野を超えて情報共有や連携を行い、必要な支援につなげます。

● 外国人などの子どもへの支援

(担当課：健康福祉課・教育委員会)

海外から帰国した幼児や、外国人妊産婦・乳幼児などが円滑に教育・保育・健診などが利用できるように適切な情報提供を行います。

● 初回産科受診料助成事業

(担当課：健康福祉課)

低所得世帯の妊婦が経済的な理由で妊娠判定のための受診をためらうことがないように初回の産科受診料を助成します。安心安全な出産・子育てに向けて相談に応じながら支援していきます。

3) 生活環境の整備

◆現状と課題◆

- ・子どもの安全対策として、防犯灯については、各地区からの要望などに基づき、設置・修繕を行っています。
- ・公共施設のバリアフリー化について、部分的に完了していますが、施設内部全体の完全なバリアフリー化のためには、施設の大規模な改修も必要になることから、長期的な計画を立て、取り組むことが必要となります。

◆取り組み内容◆

● 公園の整備 (担当課：教育委員会)

子どもが安全で快適に利用できるよう地域やボランティアの協力を得ながら遊具の整備、公園の美化に努めていきます。

● 交通安全設備などの整備 (担当課：農林建設課・企画商工課・教育委員会)

通学路などの整備、防犯灯の設置・修繕を引き続き実施します。

● 公共施設のバリアフリー化の推進 (担当課：総務課)

引き続き公共施設のバリアフリー化を進め、年齢、性別を問わず町民のだれもが安全に利用することができるような公共施設の実現に向けて計画を進めていきます。

4) 防災・防犯活動の推進

◆現状と課題◆

- ・交通安全対策は、里庄町交通安全対策協議会を中心に年間を通した取組みが実施されています。
- ・学校・地域・企業・警察などと連携し、春・秋の交通安全週間に合わせ、各種交通安全運動を展開し、交通安全意識の啓発・啓蒙に努めています。
- ・防犯パトロールは、東西地域安全推進員により実施しています。青色防犯パトロールカーによる巡回パトロールを実施するため、玉島警察署主催の講習会に参加することで、パトロール実施者証取得者の増加に取り組んでいます。
- ・地域の防犯、交通安全対策について、地域の見守りボランティアの高齢化などの問題があります。
- ・子ども110番は子どもたちにとっての「安全の目印」となっています。今後も「子ども110番」に協力いただける家庭数の増加や看板の整備を推進します。
- ・保育所、幼稚園、小・中学校、放課後児童クラブ（学童保育）に対して毎年度防災訓練や勉強会を実施しており、今後も毎年実施できるように努めます。

◆取組み内容◆

● 交通安全の確保

(担当課：企画商工課・教育委員会)

学校などで交通安全教室を行うほか、自転車のヘルメット着用を呼びかけるなど子どもに交通安全教育を行います。また、チャイルドシートの正しい使用の徹底のために親に対して指導、啓発を行います。交通安全週間において引き続き交通安全意識の啓発・啓蒙に努めるとともに、里庄町交通安全協会を中心に、交通事故ゼロを目指して各種対策を実施します。

● 防犯パトロールの実施

(担当課：企画商工課・教育委員会)

地域安全推進委員などのボランティアによる防犯パトロールを継続実施し、登下校中の子どもを含めた安全・安心の確保と犯罪・事故防止に努めます。

● 防犯カメラの増設・更新事業

(担当課：企画商工課)

子どもの安全対策、地域の見守りボランティアの高齢化などの課題に対応するため、防犯カメラの整備事業を実施します。

- 子ども１１０番

(担当課：教育委員会)

地域の事業所や家庭が「子ども１１０番」の看板を掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に保護することで、子どもたちを犯罪から守ります。子どもたちが危険に遭遇した時や困りごとがある時に立ち寄れる拠点を増やすため、今後も「子ども１１０番」に協力いただける家庭数の増加や看板の整備を推進します。

- 防災・防犯教育などの推進

(担当課：教育委員会・健康福祉課・総務課)

教育・保育施設や地域における防災訓練、各施設での防犯教育を定期的を実施します。また、様々な状況での災害などに対応できるよう、関係機関や地域と連携を図ります。

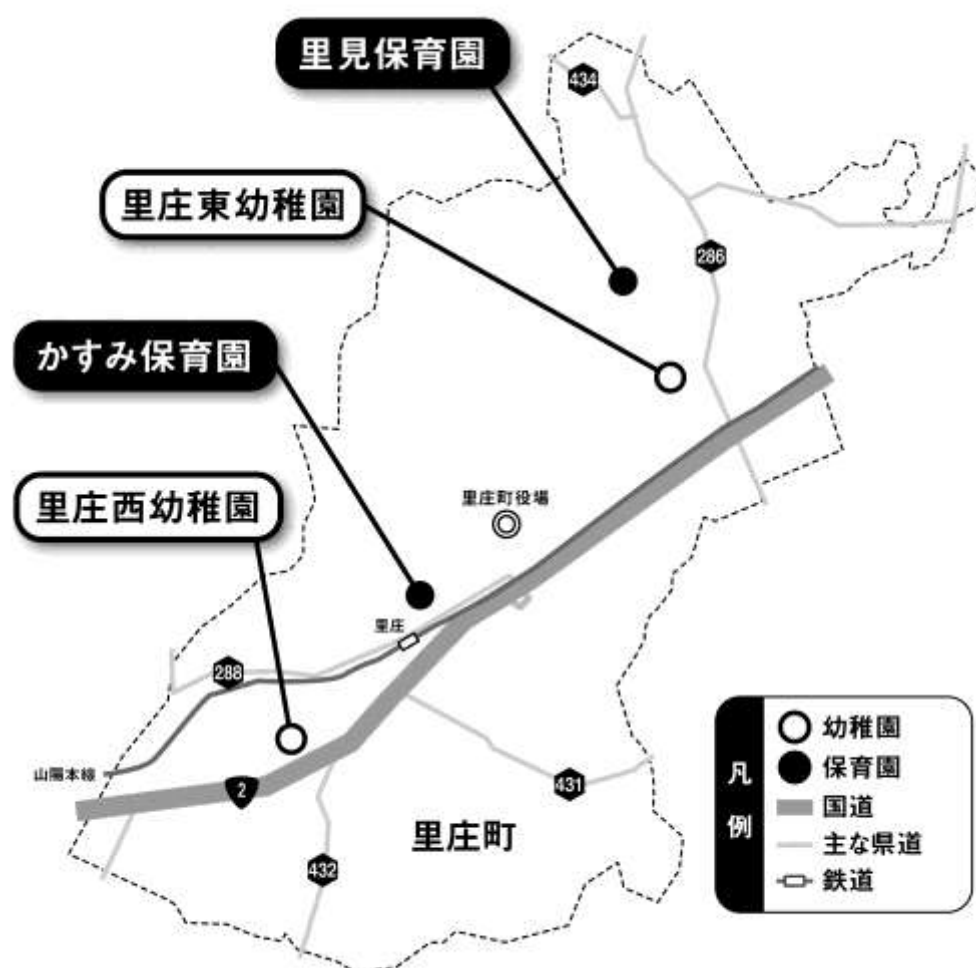
第5章 目標事業量と提供体制

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域（以下、「区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定めることとされています。

本町では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、区域を全町1つと設定します。

■教育・保育施設の配置状況概略図



2 各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等

1) 認定区分について

幼児期の教育・保育における量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等を定めるにあたっては、1号認定、2号認定、3号認定（0歳／1歳／2歳）のそれぞれの認定区分ごとに設定します。

■ 認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3－5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3－5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0－2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

※本町には認定こども園はありませんが、町外の認定こども園は対象となります。

2) 量の見込みと確保の方策

① 1号認定

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や実際の利用状況を踏まえた計画期間内における必要利用定員総数を、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・町内には幼稚園2か所（ともに公立）の提供体制があります。また、4歳児、5歳児の2年保育を実施しています。

単位(実人数／年)

		実績	目標事業量				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		70	75	76	70	69	68
② 確 保 の 内 容	特定教育・ 保育施設	140	140	140	140	140	140
②－①		70	65	64	70	71	72

② 2号認定及び3号認定

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や実際の利用状況を踏まえた計画期間内における必要利用定員総数を、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・町内には、保育所2か所（ともに私立）の提供体制があります。
- ・井笠管内での広域入所協定締結により令和5年度から広域入所要件が緩和され、各年度4月1日での待機児童は解消されています。
- ・町内の保育所において、保育士不足の状況が続いています。今後も引き続き、保育士の確保に向けた施策に取り組み、提供体制の整備に努めます。

単位(実人数/年)

	令和6年度(実績) ※1				令和7年度				令和8年度			
	2号		3号		2号		3号		2号		3号	
	3-5歳	2歳	1歳	0歳	3-5歳	2歳	1歳	0歳	3-5歳	2歳	1歳	0歳
①量の見込	163	55	51	15	163	58	47	16	165	52	53	15
②確保の内容	165		130	25	180	60	60	20	180	60	60	20
特定教育・保育施設	165		130	25	180	60	60	20	180	60	60	20
特定地域型保育事業	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	2		24	10	17	2	13	4	15	8	7	5

	令和9年度				令和10年度				令和11年度			
	2号		3号		2号		3号		2号		3号	
	3-5歳	2歳	1歳	0歳	3-5歳	2歳	1歳	0歳	3-5歳	2歳	1歳	0歳
①量の見込	152	56	54	14	151	56	54	14	149	54	54	13
②確保の内容	180	60	60	20	180	60	60	20	180	60	60	20
特定教育・保育施設	180	60	60	20	180	60	60	20	180	60	60	20
地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	28	4	6	6	29	4	6	6	31	6	6	7

(※1:7月1日現在)

3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等

1) 地域子ども・子育て支援事業とは

地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法等において市町村が取り組むよう定められた事業のことです。「2) 量の見込みと確保の方策」で、それぞれの事業について量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等を定めます。

2) 量の見込みと確保の方策

①利用者支援事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・本町における教育・保育施設や子育て支援サービス、その他の子育て支援に関する地域資源を利用者が効果的にまた円滑に利用できるよう、町で1か所実施することが適当であると考えます。
- ・「妊婦等包括相談支援事業型」については、0歳児の将来推計人数を妊娠届出数とみなし、0歳児の将来推計人数に、国の示す面談回数である3回（程度）の利用数を乗じて算出した年間延べ利用回数見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・母子保健に関する相談に対応するため、利用者支援事業「こども家庭センター型」の「里庄町こども家庭センター」を設置しています。
- ・主に妊婦、その配偶者に対して面談等により情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる「妊婦等包括相談支援事業」については令和7年度から「里庄町こども家庭センター」で実施します。
- ・「里庄町こども家庭センター」の保健師等の専門職が、すべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、保護者の個別ニーズの把握や適切な施設・事業等の円滑な利用に向けた相談・情報提供を行います。必要に応じて関係機関と協力し、サポートプランを作成するなど妊産婦等に対するきめ細かい支援を行います。

		実績見込み	目標事業量				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
妊婦等包括相談支援事業	量の見込み	-	201回	195回	189回	189回	183回
	確保の内容	-	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

②産後ケア事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・現在の利用状況を踏まえた年間延べ人数見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・以下の確保の内容により、事業量を確保します。

単位(延べ人数/年)

	目標事業量				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	64	63	61	61	59
確保の内容	64	63	61	61	59

③妊婦一般健康診査

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・0歳児の将来推計人数に、国の示す望ましい受診回数である14回(程度)の利用数を乗じて算出した、年間延べ利用回数見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・以下の確保の内容により、事業量を確保します。

単位(延べ回数/年)

		実績見込み	目標事業量				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		820	938	910	882	882	854
確保の内容	実施場所	※1	産婦人科医療機関				
	実施体制	※2	県内、福山市及び深安地区産婦人科医療機関に委託				
	検査項目	※3	血液検査、子宮頸がん検診、超音波検査等				
	実施時期	※4	通年				

(※1:産婦人科医療機関 ※2:県内、福山市及び深安地区産婦人科医療機関に委託

※3:血液検査、子宮頸がん検診、超音波検査等 ※4:通年)

④乳児家庭全戸訪問事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・0歳児の将来推計人数を必要な対象人数（年間実人数）とみなし、量の見込みを設定します。

<確保方策の考え方>

- ・今後も町の保健師が、生後4か月までの乳児のいる、原則全ての家庭を訪問します。子育ての不安や悩みへの相談に応じ、子育て支援に必要な情報提供、適切なサービス提供につなげます。

単位(実人数/年)

		実績見込み	目標事業量				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		72	67	65	63	63	61
確保の内容	実施体制	※1	町の保健師が実施				
	実施機関	※2	里庄町健康福祉課				

(※1:町の保健師が実施 ※2:里庄町健康福祉課)

⑤子育て短期支援事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・これまでに利用者支援事業等を通じて把握した、事業の利用が望ましい世帯等の数を踏まえて見込み量を設定しています。

<確保方策の考え方>

- ・令和7年度から事業を開始し、利用者支援事業等により把握した子育て家庭の宿泊を伴う預かりへのニーズに対して、必要に応じて関係機関と連携しながら対応します。

単位(延べ人数/年)

		実績見込み	目標事業量				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		-	7	7	7	7	7
確保の内容		-	7	7	7	7	7

⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・養育支援訪問事業については量の見込みを設定しませんが、要フォロー児及びその保護者への支援については継続して実施します。
- ・子育て世帯訪問支援事業については令和8年度以降に実施予定です。

<確保方策の考え方>

- ・新生児訪問指導や乳児家庭全戸訪問事業、健診等で把握した養育支援の必要な家庭に対して支援を行います。
- ・要保護児童対策地域協議会機能強化事業については、虐待の早期発見・早期対応に向けた職員への研修会の実施等、必要に応じて事業を実施します。

		実績見込み	目標事業量				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養育支援訪問事業	量の見込み	-	-	-	-	-	-
	確保の内容	-	里庄町こども家庭センター				
子育て世帯訪問支援事業	量の見込み	-	-	-	-	-	-
	確保の内容	-	県内事業者等に委託（予定）				

⑦地域子育て支援拠点事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や、現在の利用状況を踏まえた年間延べ利用人数見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・今後も継続して、子育てひろば「げんキッズ」の1か所で実施するとともに、一時預かり事業（幼稚園在園者対象以外）の実施など支援機能の強化を図ります。

単位(延べ人数/年)

	実績見込み	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	6,278	6,491	6,673	6,559	6,659	6,639
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑧延長保育事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や、現在の利用状況を踏まえた年間利用実人数見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・今後も継続して、保育所2か所で事業を実施します。

単位(実人数/年)

	実績見込み	目標事業量				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	19	24	28	29	32	34
確保の内容	70	24	28	29	32	34

⑨ファミリー・サポート・センター事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・町の単独事業として実施予定はなく、量の見込みは設定しませんが、利用者支援事業等により把握した子育て家庭のニーズに対しては、必要に応じ、「笠岡市ファミリー・サポート・センター」との連携により事業を実施します。

<確保方策の考え方>

- ・笠岡市ファミリー・サポート・センターとの連携により事業を実施します。

単位(延べ人数/年)

	実績見込み	目標事業量				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	-	-	-	-	-	-
確保の内容	-	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑩ア. 一時預かり事業（幼稚園在園者対象）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・本町の幼稚園では一時預かり事業として希望者については、通常の教育時間を越えて17時まで預かりを実施しています。また、就労等の理由により保育の必要性が認められる場合は、18時まで預かりを実施しています。
- ・アンケート調査による保護者の利用希望や、現在の利用状況を踏まえた年間延べ利用人数見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・今後も継続して、幼稚園2か所で預かりを行います。

単位(実人数/年)

	実績見込み	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	43	42	40	36	34	33
確保の内容	60	60	60	60	60	60

イ. 一時預かり事業（幼稚園在園者対象以外）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や、現在の利用状況を踏まえた年間延べ利用人数見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・今後も継続して、子育てひろば「げんキッズ」の1か所で事業を実施します。

単位(延べ人数/年)

	実績見込み	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	322	313	311	297	295	289
確保の内容	410	313	311	297	295	289

⑪病児・病後児保育事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や、現在の利用状況を踏まえた年間延べ利用人数見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・町の単独事業として実施予定はありませんが、岡山県内の町外施設の広域利用が可能となっており、町外の事業実施機関との連携により事業を実施します。

単位(延べ人数/年)

	実績見込み	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	28	29	30	30	31	31
確保の内容	148	29	30	30	31	31

⑫乳児等通園支援事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・制度の利用上限は一人当たり月10時間と設定されており、一人分の枠(1日8時間×22日=月176時間)で17人程度(月176時間/一人当たり月10時間)受け入れができるという考え方にに基づき、量の見込みを設定しています。

<確保方策の考え方>

- ・利用日時が重なっても対応できるよう、量の見込みよりも余裕を持って設定しています。

単位(延べ人数/年)

		目標事業量				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳児	-	3	3	3	3
	1歳児	-	2	1	1	1
	2歳児	-	1	1	1	1
確保の内容	0歳児	-	4	4	4	4
	1歳児	-	3	2	2	2
	2歳児	-	2	2	2	2

⑬放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ（学童保育））

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や、現在の利用状況を踏まえた年間実利用人数見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・今後も継続して、東西小学校の放課後児童クラブで事業を実施します。今後も継続して実施環境の整備に努めます。

単位(実人数／年)

	実績見込み	目標事業量				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	227	213	207	201	196	186
確保の内容	240	240	240	240	240	240

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

1) 質の高い幼児期の教育・保育の提供や教育と保育の一体的な提供の推進に関する方針

岡山県幼児教育センターと連携し、幼児教育アドバイザーの派遣による就学前教育にかかる研修会等、幼稚園教諭や保育士を対象とした各種研修の実施や受講の推進、保健師の現場訪問による指導等を実施することにより、今後も質の高い教育・保育の提供のため人材育成を支援します。また、教育・保育の一体的な提供に向け、指導方針等を双方に協議する場づくり等を行います。

2) 幼稚園、保育所及び小学校の連携に関する方針

幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続に向けて、情報交換や相互の教育内容・指導方法について理解を深める場を設けたり、幼児と小学生とが交流する機会を設けるなど、小学校接続カリキュラムを実施することで、幼稚園、保育所及び小学校の連携を強化し、幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校の授業を中心とした学習へつなげていきます。

3) 子ども・子育て支援事業の人材確保に向けた取組

保育サービスの質の向上や量の拡大を図るためには、保育人材を確保していく必要があります。保育人材の確保のためには、処遇改善や労働環境などの面から事業所の雇用管理を改善し、採用と定着を向上させていくことが重要です。本町においても、国が進めている保育士の処遇改善や配置基準の見直し、保育士等の労働条件の改善・就職支援や保育所の管理者を対象とした雇用管理の研修等の活用を促進し、保育人材の確保に努めます。

また、保育士等の業務負担軽減のための施策にも継続して取り組みます。

第6章 推進体制

1 町民や地域、関係団体との連携

本計画を実行性のあるものとして、着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取組が必要不可欠となります。そのため、ホームページや広報紙などの媒体やあらゆる機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動などと十分に連携を図りつつ計画を推進します。

また、町民や関係団体等で構成される「里庄町子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況に関する情報公開や施策・事業の評価や課題整理などを行います。

2 計画の進捗管理・評価

本計画で定めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業などについて、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また、庁内の推進体制や「里庄町子ども・子育て会議」などにおいて、PDCAサイクル【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】に基づき、点検・評価し、必要に応じて問題点や課題の検討を行い施策の改善につなげていきます。計画における量の見込みや確保方策等に変更の必要が生じた場合は、途中で内容を見直します。ただし、見直しを行った後の事業計画の期間は令和11年度までとしています。

3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

幼児教育・保育の無償化に伴い、対象となる保護者は「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。公正かつ適正な支給の確保とともに、給付対象者経済的負担の軽減や利便性等の向上を図り、円滑な実施を行います。

資料編

1 里庄町子ども・子育て会議設置条例

2 里庄町子ども・子育て会議委員名簿